

# 沖縄県再犯防止推進計画

令和2年3月

沖縄県



## 第一章 策定の目的

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第二章 本県における再犯の現状

1. 本県における再犯防止を取り巻く状況・・・・・・・・・・ 6
2. 再犯防止等に関する施策の指標・・・・・・・・・・ 12

## 第三章 支援施策の展開

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組・・・・・・・・ 14
2. 就労・住居の確保のための取組
  - (1) 就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (2) 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
  - (1) 高齢者又は障害者等への支援・・・・・・・・・・ 23
  - (2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援・・・・・・・・ 26
4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援
  - (1) 非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
  - (2) 学校等と連携した修学支援・・・・・・・・・・ 35
5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組
  - (1) 犯罪をした者の特性に応じた取組・・・・・・・・ 37
6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組
  - (1) 民間協力者の活動の促進・・・・・・・・・・ 40
  - (2) 広報・啓発活動の促進・・・・・・・・・・ 42

## 第四章 計画の推進

- 1. 計画の推進・連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

## 第五章 参考資料

- 1. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2. 再犯の防止等の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 55
- 3. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会運営要綱・・・・・・・・ 61
- 4. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会委員名簿・・・・・・・・ 65

## 第一章 策定の目的

### 1. 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下、「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、平成 29 年 12 月には、再犯防止推進計画が閣議決定されました。

再犯防止推進法には、日本の刑事政策上初めて、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて必要な施策を策定・実施する責務を有する旨明記されました。

また、同法第 8 条では、都道府県は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や障害、依存症等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人がいます。

再犯を防止するためには、そうした一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、一貫性を持って継続的に対応していく必要がありますが、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、地域に戻った後適切に支援に繋がらず、再犯を繰り返すことが少なくありません。

そのため、社会に復帰した後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して切れ目なく実施する必要があります。

こうした現状を踏まえ、誰一人取り残すことのない「沖縄らしい優しい社会」の実現を目指し、犯罪や非行をした者が立ち直り、再び地域社会の一員となれるよう、沖縄県再犯防止推進計画を策定することとしました。

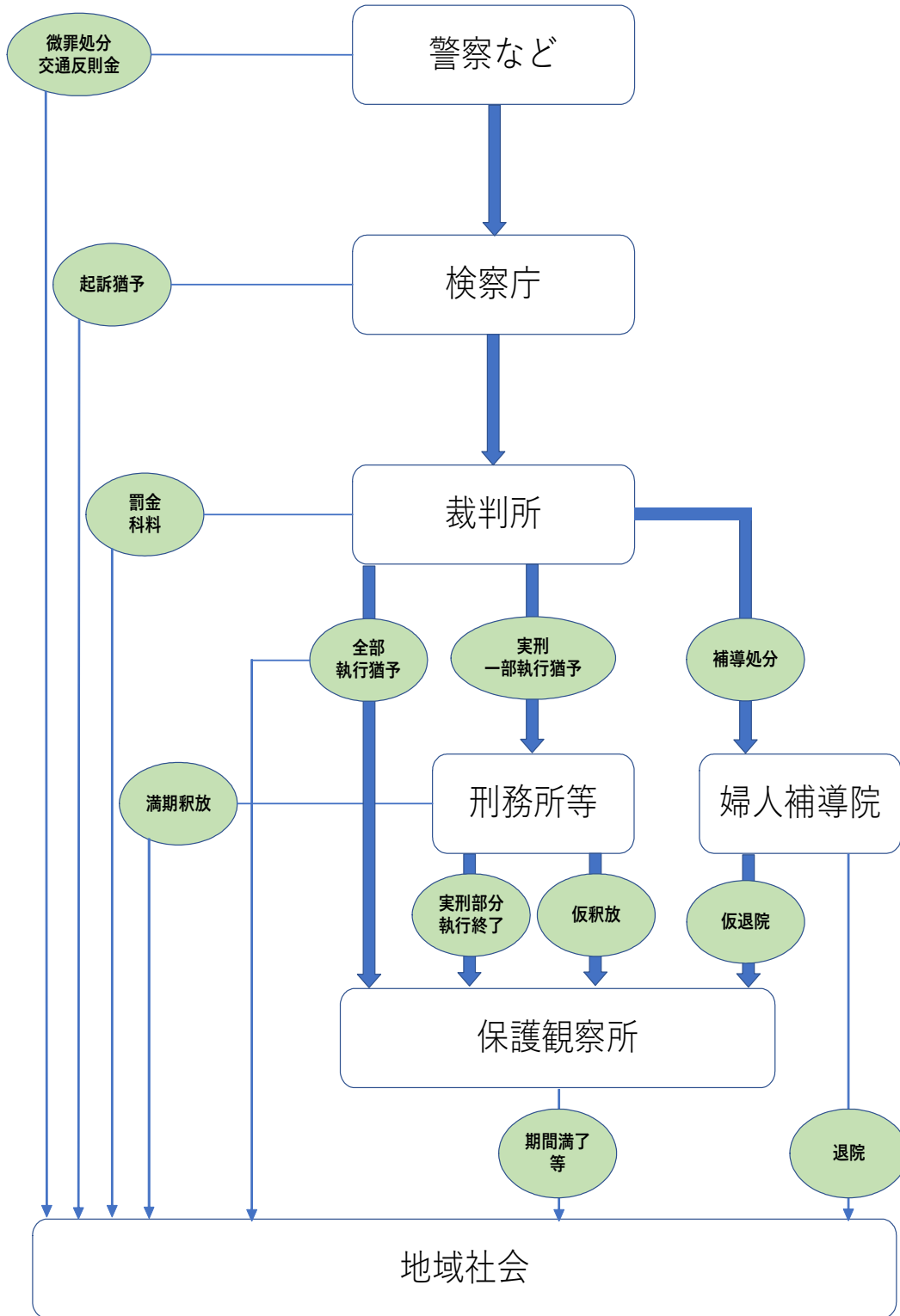
### 2. 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県が定める地方再犯防止推進計画と位置づけます。

計画の対象は、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（警察で微罪処分になった者、検察庁で起訴猶予処分になった者、裁判所で全部執行猶予になった者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者等を含む。）のうち、支援が必要な者（以下、「犯罪をした者等」という。）とします。 ※ 2、3 頁図表参照

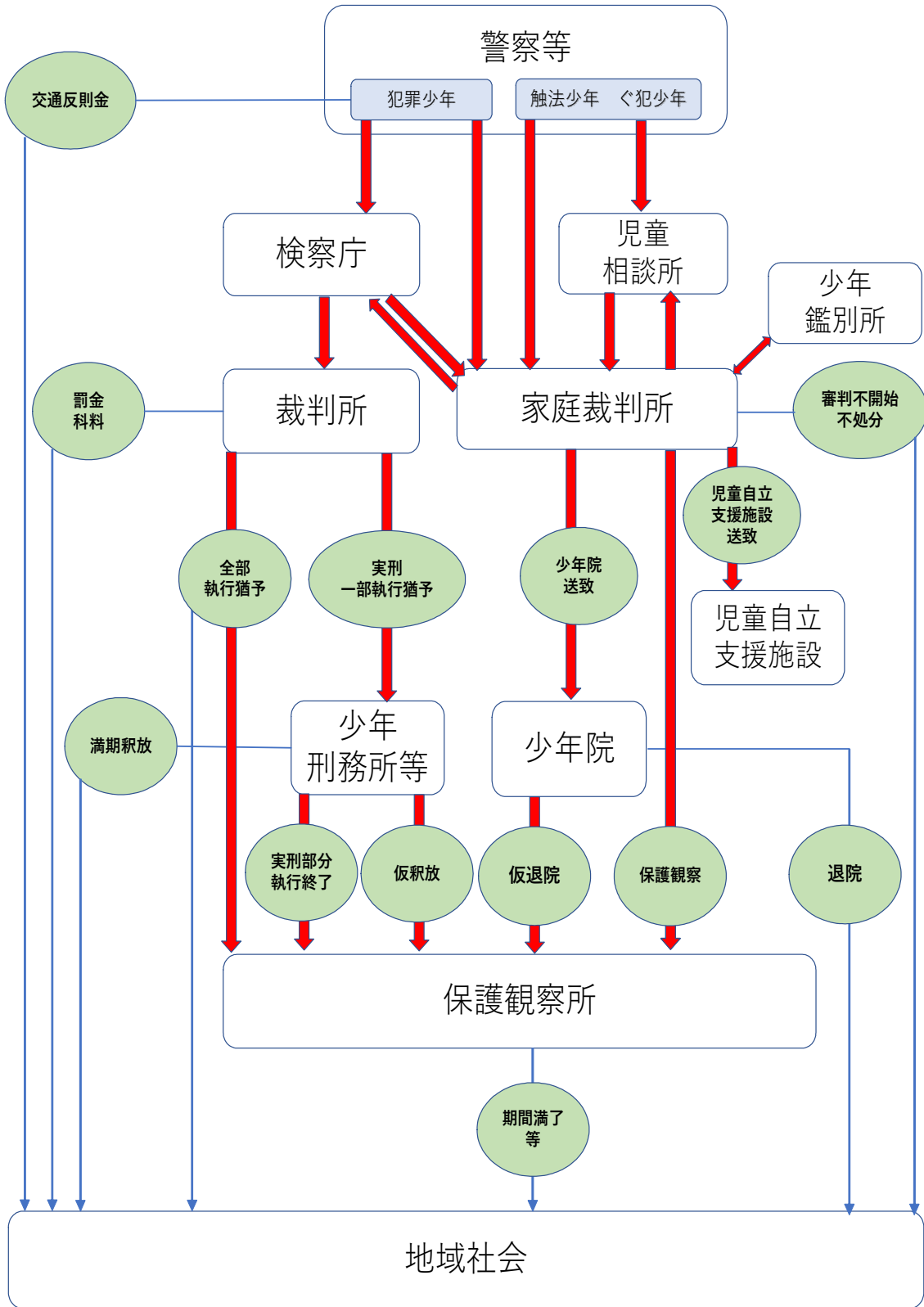
[成人による刑事事件の流れ]

○ 計画の対象範囲



[非行少年に関する手続の流れ]

○ 計画の対象範囲



### 3. 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）に掲げられている 5 つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が、自らの責任を自覚し、社会復帰のために努力することを支えるとともに、地域の理解と協力を得て孤立することなく、再び社会を構成する一員となり共に歩むことを本県の実情に応じて支援します。

また、支援の実施により、再犯を防止し、県民が安全で安心して暮らせる社会を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「沖縄県 SDG s 推進方針」に基づき、関連する SDG s の要素を反映することとします。

#### 【参考】

○国の再犯防止推進計画に掲げられている 5 つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。



⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

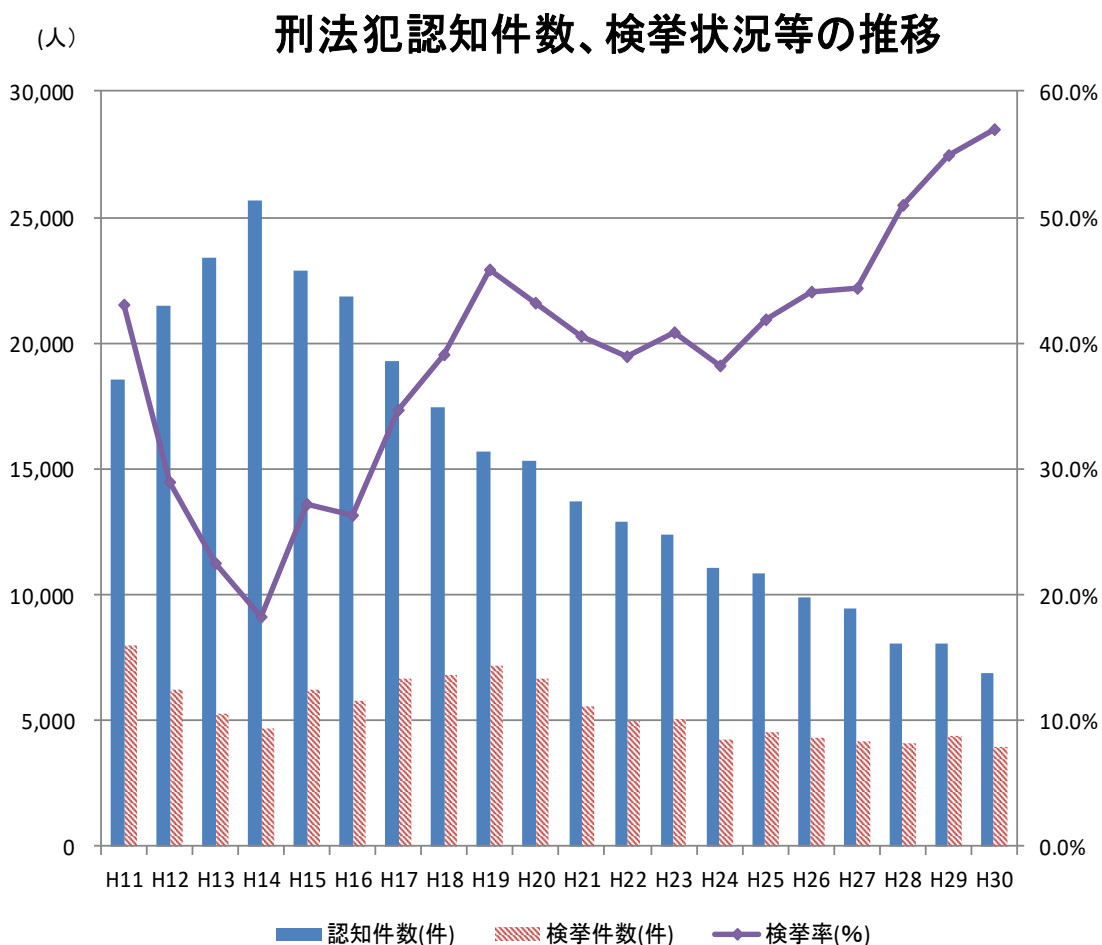
#### 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 第二章 沖縄県における再犯の現状

### 1. 沖縄県における再犯防止を取り巻く状況

沖縄県における刑法犯の認知件数は、平成14年の25,641件をピークに、平成15年以降15年連続で減少し、平成30年には6,878件と復帰後最少となりました。また、検挙率は上昇を続け、平成30年には57.0%となっています。



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認知件数(件)	18,578	21,491	23,426	25,641	22,914	21,884	19,263	17,423	15,717	15,353
検挙件数(件)	7,989	6,226	5,268	4,694	6,227	5,760	6,675	6,798	7,208	6,636
検挙率(%)	43.0%	29.0%	22.5%	18.3%	27.2%	26.3%	34.7%	39.0%	45.9%	43.2%

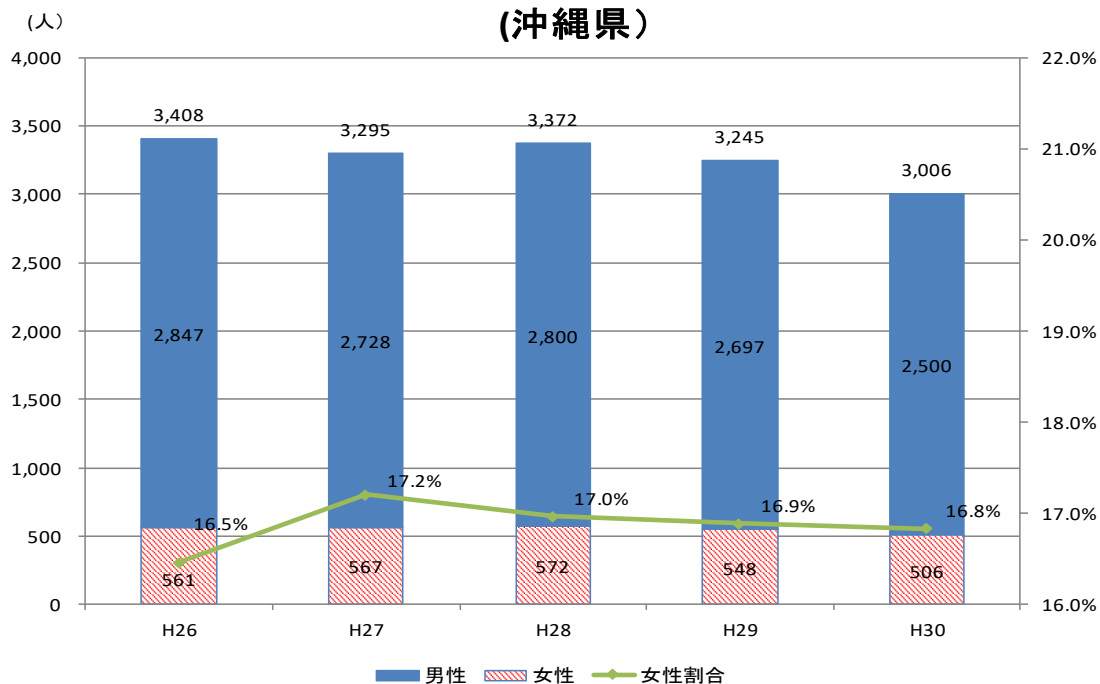
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数(件)	13,738	12,887	12,403	11,066	10,820	9,879	9,463	8,082	8,047	6,878
検挙件数(件)	5,563	5,017	5,058	4,233	4,531	4,356	4,205	4,123	4,424	3,919
検挙率(%)	40.5%	38.9%	40.8%	38.3%	41.9%	44.1%	44.4%	51.0%	55.0%	57.0%

沖縄県警本部「犯罪統計資料」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯の検挙人員については減少傾向にあり、平成 30 年の検挙人員は 3,006 人となっています。うち女性が 506 人と全体の 16.8 %を占めています。

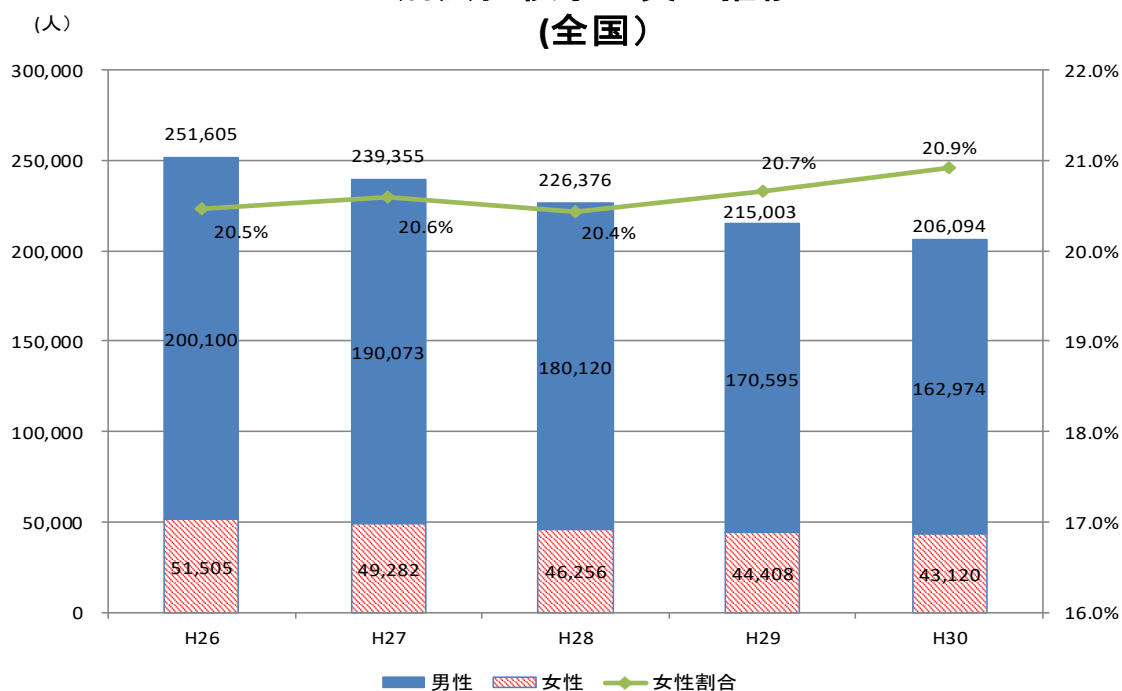
全国における女性の割合は 20.9 %となっており、沖縄県は全国と比較して女性の割合が低くなっています。

### 刑法犯検挙人員の推移 (沖縄県)



沖縄警察本部「平成30年 犯罪統計資料」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

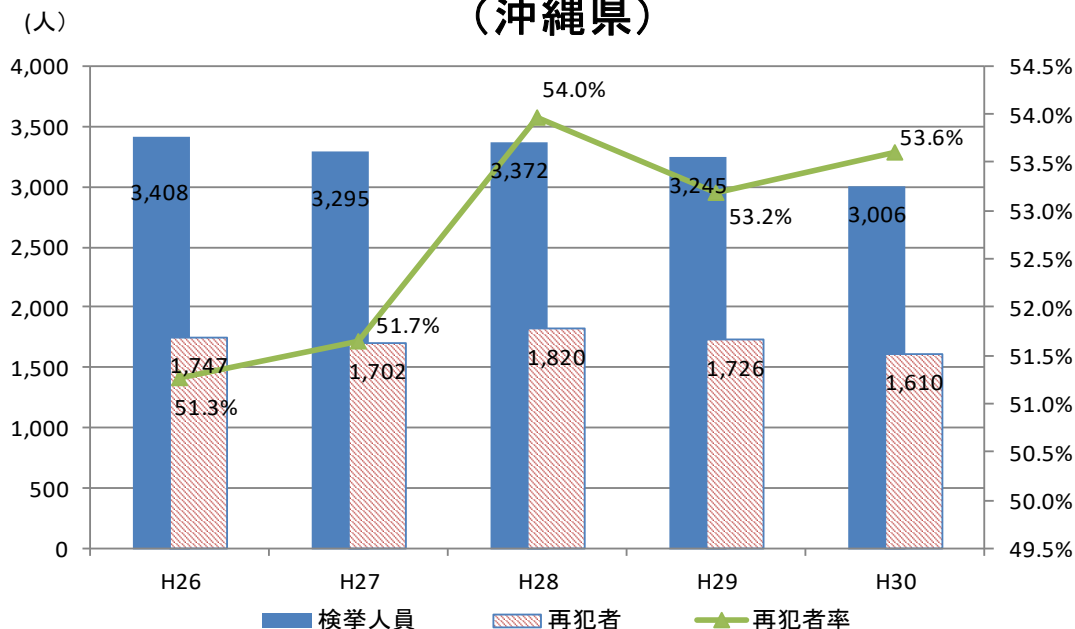
### 刑法犯検挙人員の推移 (全国)



法務省「令和元年犯罪白書」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

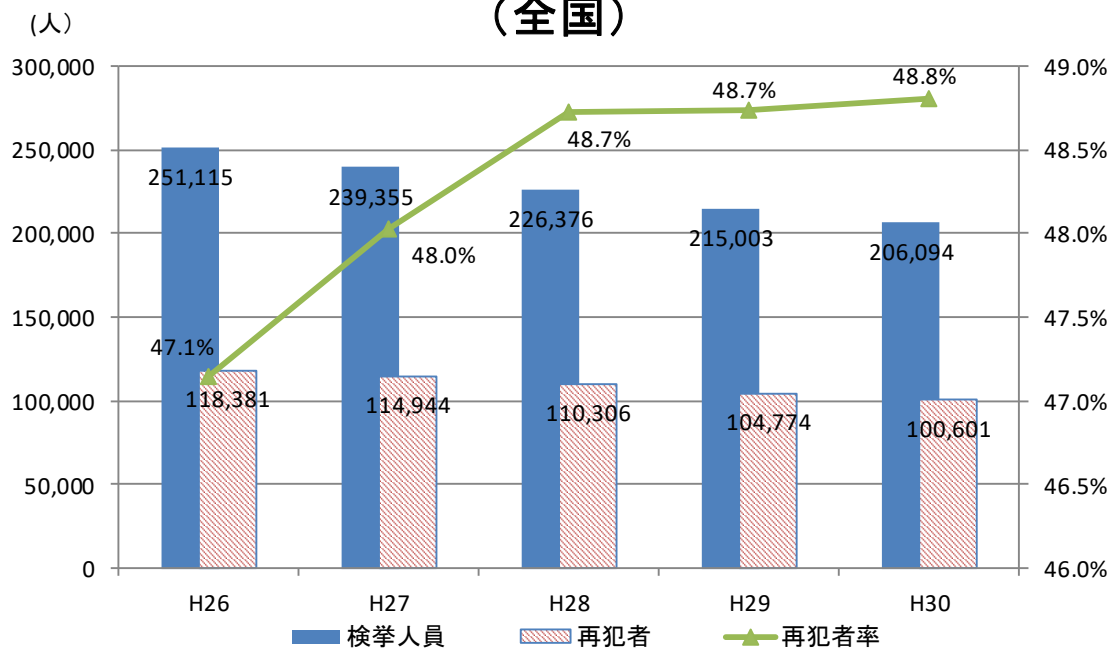
刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は、平成 30 年には 53.6 %となっており、全国平均 48.8 %より 4.8 ポイント高く、全国でワースト 2 位となっています。

### 刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (沖縄県)



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

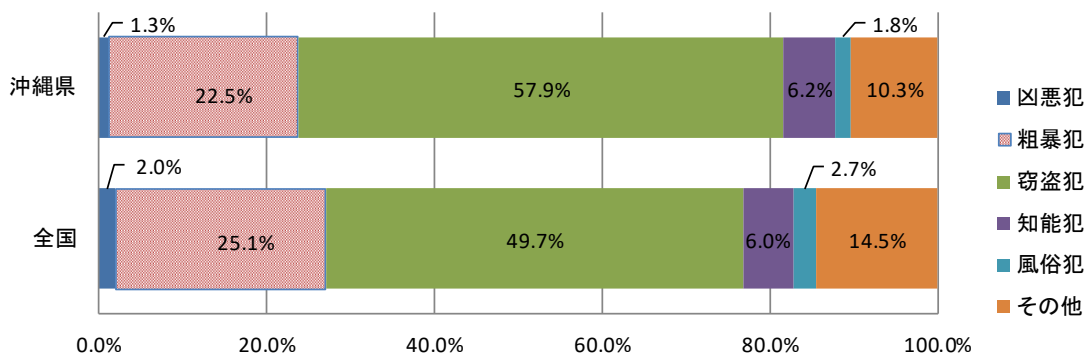
### 刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (全国)



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯検挙人員の罪種別割合は、平成30年では窃盗犯が57.9%となっています。また、粗暴犯は、22.5%となっており、窃盗犯と粗暴犯で、刑法犯検挙人員の約8割を占めています。全国も同様の傾向がありますが、沖縄県では、窃盗犯の割合が全国と比較して8.2ポイント高くなっています。

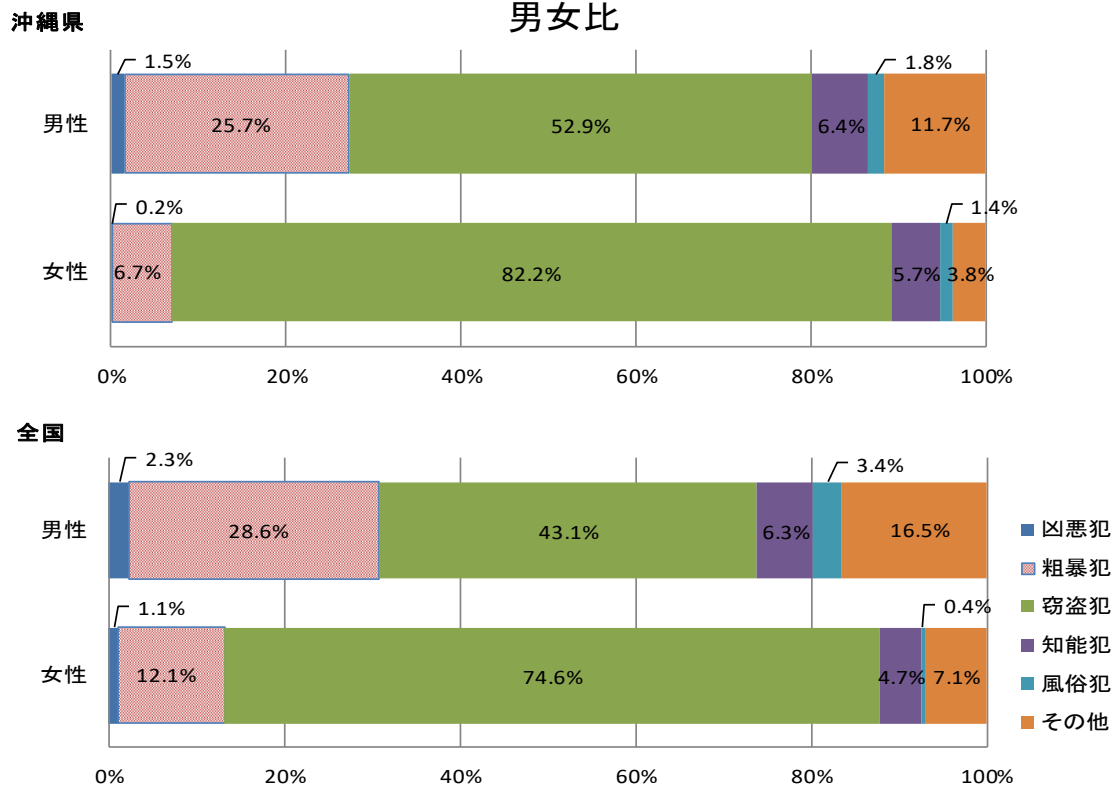
### 刑法犯の検挙人員の罪種別割合(H30) 全国比



警察庁「令和元年警察白書」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

また、罪種別割合を男女別でみると、女性における窃盗の割合が、男性と比べて顕著に高く、全体の約8割を占めています。

### 刑法犯の検挙人員の罪種別割合 (H30) 男女比

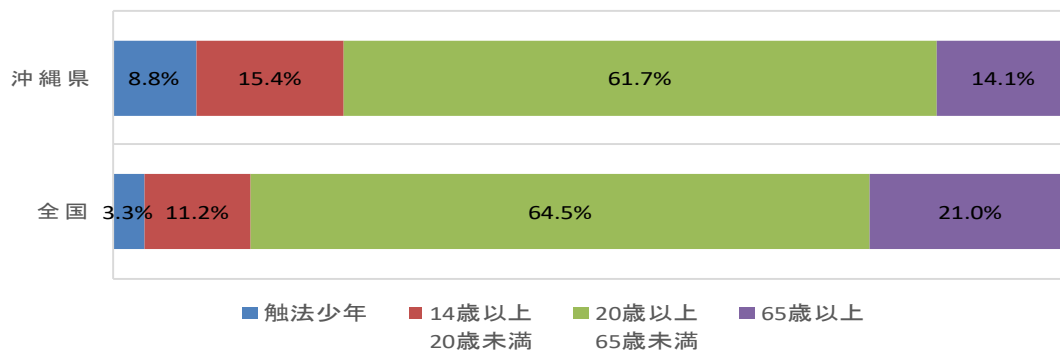


沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」、警察庁「平成30年の犯罪」を基に  
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯検挙、補導人員の年齢構成は、平成30年では、20歳未満の割合が24.2%となっており、全国と比較して9.7ポイント高くなっています。触法少年は、8.8%と全国と比較して約2.6倍と特に高い状況です。

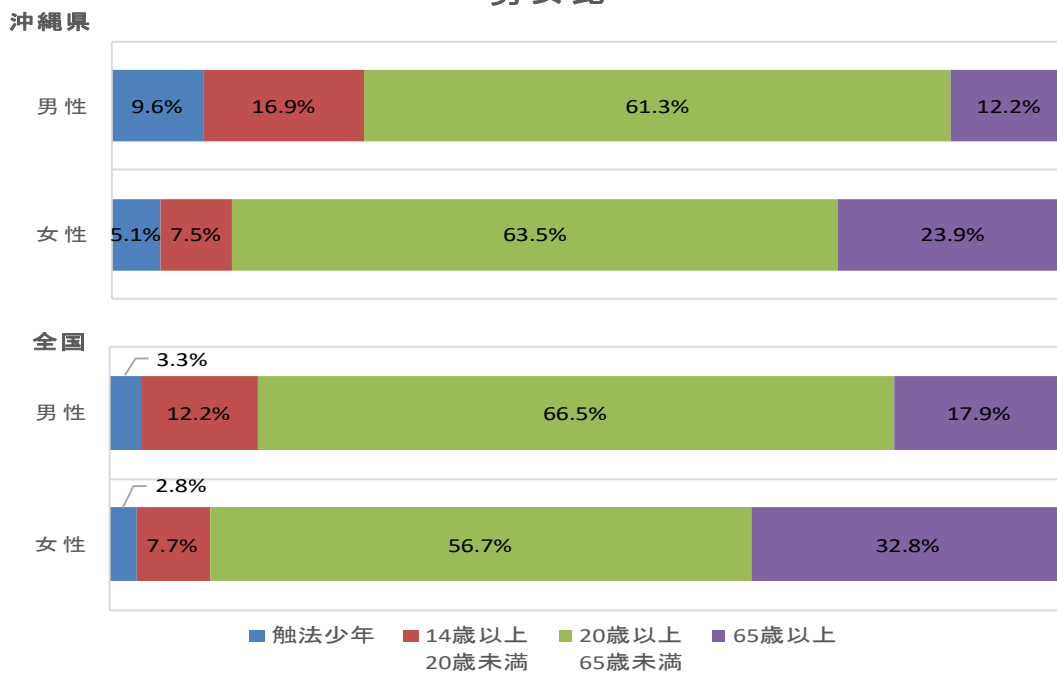
逆に65歳以上の高齢者の割合は14.1%と、全国と比較して6.9ポイント低くなっています。

刑法犯検挙、補導人員の年齢構成(H30)  
全国比



また、年齢構成を男女別でみると、男性では20歳未満の割合が26.5%を占めるのに対し、女性は12.6%と13.9ポイント低く、逆に65歳以上の高齢者が23.9%と男性と比べて11.7ポイント高くなっています。

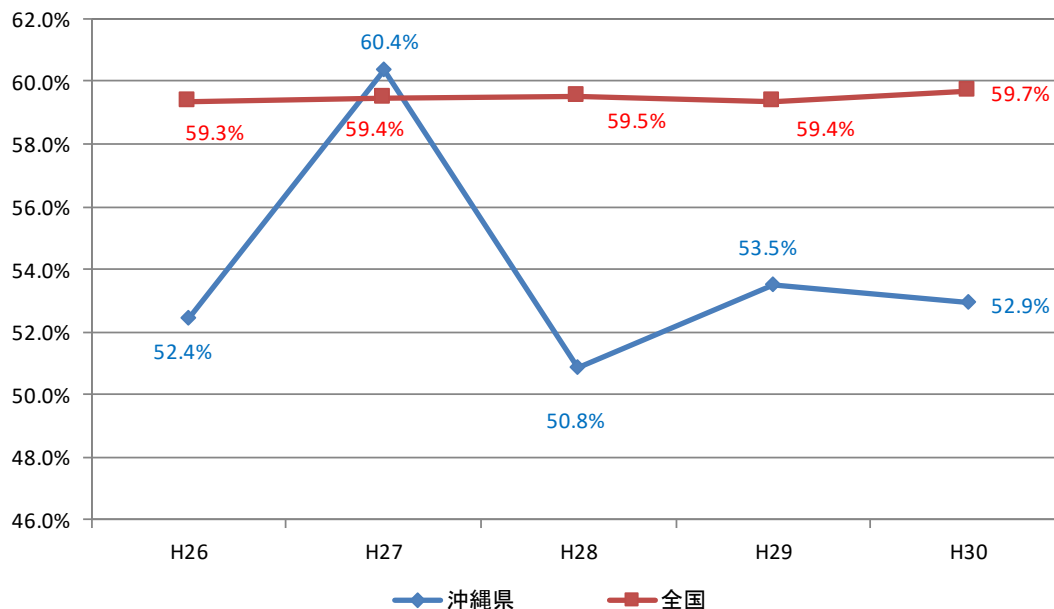
刑法犯検挙、補導人員の年齢構成(H30)  
男女比



沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」、警察庁「平成30年の犯罪」  
を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

新受刑者中の再入者率（再入者は、再入所に係る犯行時の居住地が沖縄県である者で、沖縄刑務所入所者に限らない。）は、平成30年には52.9%となっています。

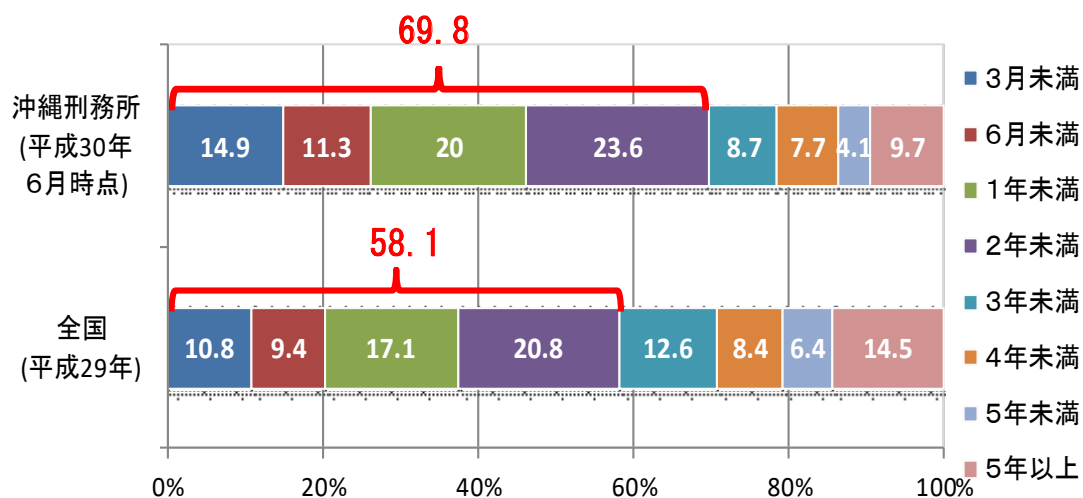
### 新受刑者中の再入者率



法務省調査を基に沖縄県子ども政策福祉部福祉政策課作成

再入者の再犯に至る期間は、沖縄刑務所入所者では2年未満で7割となっており、全国よりも11.7ポイント高い状況となっています。

### 再入者の再犯期間



法務省「平成30年版犯罪白書」及び沖縄刑務所調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

## 2. 再犯防止等に関する施策の指標

再犯防止推進計画を進める上で、成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを推進します。

○本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数を、令和6年度末までに平成30年の再犯者率全国平均48.8%に相当する1,466人以下とする。

刑法犯検挙人員中の再犯者数      基準値      平成30年      1,610人

(参考) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (H30)

	検挙人員	再犯者数	再犯者率	
沖縄県	3,006人	1,610人	53.6%	目標値
全国	206,094人	100,601人	48.8%	$3,006人 \times 48.8\% = 1,466人$

### 【参考】

国の目標 (平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」)

出所後2年以内に再び刑務所等に入所する者の割合を平成33年までに20%以上減少

また、県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

### (1) 就労・住居の確保等関係

- 協力雇用主数 (4月1日時点)      平成31年      394社
- 実雇用協力雇用主数 (4月1日時点)      平成31年      7社
- 協力雇用主被雇用者数 (4月1日時点)      平成31年      8人
- 刑務所出所時に帰住先がない者の割合      平成30年      11.5%
- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数      平成30年      166人



(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進関係

○特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数  
平成 30 年 21 人

○薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数  
平成 30 年 3 人

(3) 非行の防止と学校等と連携した修学支援関係

○検挙・補導された刑法犯少年の数  
平成 30 年 799 人

○犯罪少年の再犯者数  
平成 30 年 226 人

○犯罪少年の再犯者率  
平成 30 年 44.5 %

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進関係

○保護司数及び充足率（1月1日時点）  
平成 31 年 574 人 93.3 %

○「社会を明るくする運動」参加者数  
平成 30 年 34,237 人

### 第三章 支援施策の展開

#### 1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組



##### 【現状と課題】

これまで犯罪をした者等への支援は、刑事司法手続の中や刑事司法機関と連携した民間団体において行われてきました。しかし、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られ、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、県や市町村などが一般市民を対象として提供する各種行政サービスによって行われています。犯罪をした者等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていないなど、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている方も多くいます。社会的な支援が必要であるにもかかわらず、これまで適切に支援に繋がらず、生きづらさを解消できないまま犯罪に至っており、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況にあります。このような負の連鎖を断ち切るためには、それぞれの機関で個別に対応するような既存の支援方法では不十分であり、国や地方公共団体、民間が連携することが必要です。

また、市町村には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応等の支援のノウハウや知見が十分ではないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易ではないこと等の課題があります。

##### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」、「沖縄県地域支援連絡協議会」、「沖縄県心神喪失者等医療観察法関係者連絡会議」など、各分野において、関係機関で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。

・沖縄刑務所では、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」等における多数の機関や地方自治体関係者等を対象とした施設見学や意見交換及び関係団体が参加する研修会等への参加を通じての情報提供及び共有により連携の強化を図っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園は「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業連絡会」、「アクション連携会議」「沖縄県暴走族対策連絡協議会」などの協議会等への参加を通じて、情報共有や連携の強化を図っています。

また、在院者の矯正教育及び社会復帰支援に資するため、地方自治体や関係団体の関係者を招き、「処遇ケース検討会」を開催しています。

そのほか、近隣の児童心理治療施設等の職員と、発達に障害を有する人に対するケアに関する知見の共有を図っています。

- ・ 沖縄少年院では、沖縄県平和祈念資料館と連携して「平和教育活動」を実施しています。

- ・ 沖縄女子学園では、沖縄県公衆衛生協会と連携して、成犬譲渡促進事業の一環である保護犬のトレーニングを園内で実施しています。

- ・ 那覇少年鑑別所では、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」に参加し、対象者への支援に関する情報共有を図ることで、関係機関等との連携を図っています。

- ・ 県内8つの保護司会では、各地域内の市町村と連携しながら、犯罪をした者等の支援や犯罪の予防に寄与する市町村の各種施策及び民間団体の活動に協力しています。また、更生保護サポートセンターを始め保護司会及び市町村単位の支部の活動拠点の確保及び維持、協力雇用主の確保など雇用の促進を図る活動その他、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動を行います。

- ・ 沖縄県就労支援事業者機構では、更生保護関係団体（更生保護法人沖縄県更生保護協会、沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県BBS連盟、更生保護施設がじゅまる沖縄、更生保護施設やんばる青年隊）と連携した取組を実施しています。

#### 【県における具体的な施策】

- ・ 市町村が地方再犯防止推進計画策定に必要な情報を収集できるよう、国に働きかけるとともに、策定のための助言等を行います。（子ども生活福祉部）

- ・ 市町村における再犯防止推進に係る意識醸成を図り、取組に関する課題や情報を共有するため、国の関係機関と連携・役割分担をしながら、市町村担当者向けの会議や講演会等を開催します。（子ども生活福祉部）

- ・ 犯罪をした者等がそれぞれの機関における各種窓口に適切に繋がるよう

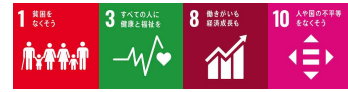
に、国の機関及び市町村、民間等の連携強化を図ります。(子ども生活福祉部)

・沖縄県地域生活定着支援センター(平成22年10月設置)において、触法少年・高齢者・障害者の矯正施設出所後の円滑な地域生活移行を図るため、国、地方公共団体、福祉、医療、保健等の関係機関との連携のもと、支援対象者への個別支援ネットワークの構築や、専門職を対象とした研修会の開催等、支援体制の充実強化に取り組みます。(子ども生活福祉部)

・国、市町村及び民間団体とのネットワーク構築を図るため、各機関が主催する協議会等に積極的に参加し、連携強化を図ります。(関係各部)

## 2. 就労・住居の確保のための取組

### (1) 就労の支援



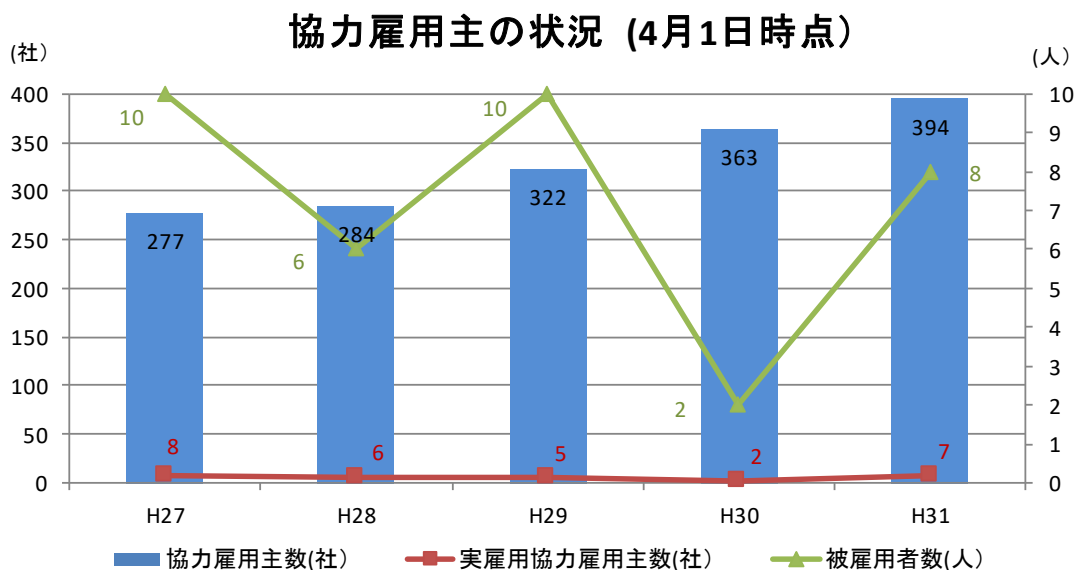
#### 【現状と課題】

平成 29 年に沖縄刑務所に入所した者のうち、60.7 %が無職者となっています。残る 39.3 %の有職者であった入所受刑者の入所前の就労状況中もっとも多かったのは、単純労働で 19.4 %、次いで技能工 6.6 %となっています。また、平成 30 年に保護観察を終了した者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を除く）のうち、終了時に無職である者の割合は 29.7 %となっています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主を協力雇用主といいます。協力雇用主の県内の登録状況は、平成 31 年 4 月 1 日現在、394 社となっており、年々増加していますが、実際に雇用している協力雇用主は 7 社、雇用されている出所者等の数は 8 名と、企業が協力雇用主として登録していても、実際の刑務所出所者等の雇用に結びついていない状況です。

不安定な就労が再犯のリスクとなっており、再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、支援することで、生活基盤を安定させることが重要です。

また就労は、収入を得る事以外に、社会の一員として役割を持つことにより、社会との繋がりや、自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、福祉的就労から一般的就労に至るまで、個々の能力に応じ活躍できる場を確保することも必要です。



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、ハローワークなど関係機関と連携し、県下420社（令和元年9月末現在）の協力雇用主の協力を得て、保護観察対象者に対する就労支援を行っています。また、身元保証や刑務所出所者等就労奨励金などの協力雇用主を支援するための制度も活用しています。

・沖縄刑務所では、ハローワークと連携した就労支援に加え、毎年度ごとに数回合同就職説明会を実施し、協力雇用主による事業内容説明等を参加受刑者に対し行うことで、就労意欲の喚起を図り、希望者に対しては後日採用面接までつなげることで就労の確保を図っています。また、地方更生保護委員会や保護観察所、更生保護就労支援事業所とも連携し、満期釈放が近い者に対する面接を行い、就労支援の需要の掘り起こしを行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、矯正教育として、就労に必要な知識及び技能の習得のための「職業指導」を行うとともに、有用な資格の取得を目指す講座を実施しています。また、就労支援スタッフ（非常勤職員）を配置し、在院者の就労に関する助言や指導を個別に行っているほか、在院者が在院中から求職活動を行い、出院までに就労先が内定できるようハローワークと連携した就労支援を行っています。

・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」においては、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行う窓口を設置しています。

・ハローワークでは、矯正施設（刑務所、少年院）及び保護観察所との連携のもと、刑務所出所者等に対する「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。具体的には、矯正施設在所中の就職内定を目指し、ハローワーク職員又は就職支援ナビゲーターが矯正施設に出向いて求職活動ガイドブックの配付、職業講話を実施し、職業意識や就労意欲を喚起する他、求職申込みを受けるとともに、受刑者等専用求人積極的に活用して複数回のきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施しています。また、矯正施設出所後の保護観察対象者に対しては、ハローワークにおいて、個別面談後に選定した支援メニューに基づき、担当者制による職業相談・職業紹介を実施しています。

・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、刑務所出所者等が就労する際、必要に応じて身元保証の手続を実施しています。

・更生保護施設がじゅまる沖縄では自力で就労先を見つけることができない場合、希望があれば協力雇用主等の事業者を紹介しています。

・沖縄県就労支援事業者機構では、事業所を訪問し協力雇用主制度の説明を行うほか、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への給与一部助成や対象者に対する作業着購入助成、交通費助成、面接指導等を行い、協力雇用主の登録促進及び雇用基盤の整備に努めています。

また、那覇保護観察所と連携し、沖縄少年院、沖縄女子学園及び沖縄刑務所において入院中、入所中から面談を実施し、早期の段階から就労支援に取り組んでいるほか、対象者の状況や希望職種により、ハローワークやパーソナルサポートセンターと連携した取組を行っています。さらに沖縄刑務所において協力雇用主による就職説明会を開催し、入所中から就労意識の喚起に努めています。

#### 【県における具体的な施策】

・長期未就労、コミュニケーション難などの、様々な困難に直面し、本人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対し、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、相談者の就労に繋げる取組を実施します。(商工労働部)

・県と委託契約を締結した事業所において、実際の業務に係る作業について訓練を行い、作業環境への適応を容易にする取組を実施します。(商工労働部)

・就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。(子ども生活福祉部)

・就労訓練事業を行う民間事業所等の掘り起こしや生活困窮者とのマッチング、利用後の支援を行います。(子ども生活福祉部)

・障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、ハローワークなどの関係機関とも連携し、「障害者就業・生活支援センター」において、アドバイザーが企業に向けて雇用開拓の働きかけを行いながら相談や助言を行い、生活支援員が障害のある方の就業に伴う日常生活や社会生活上の支援を行うこ

とで、職場定着を図ります。(商工労働部、子ども生活福祉部)

- ・暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。(県警本部)

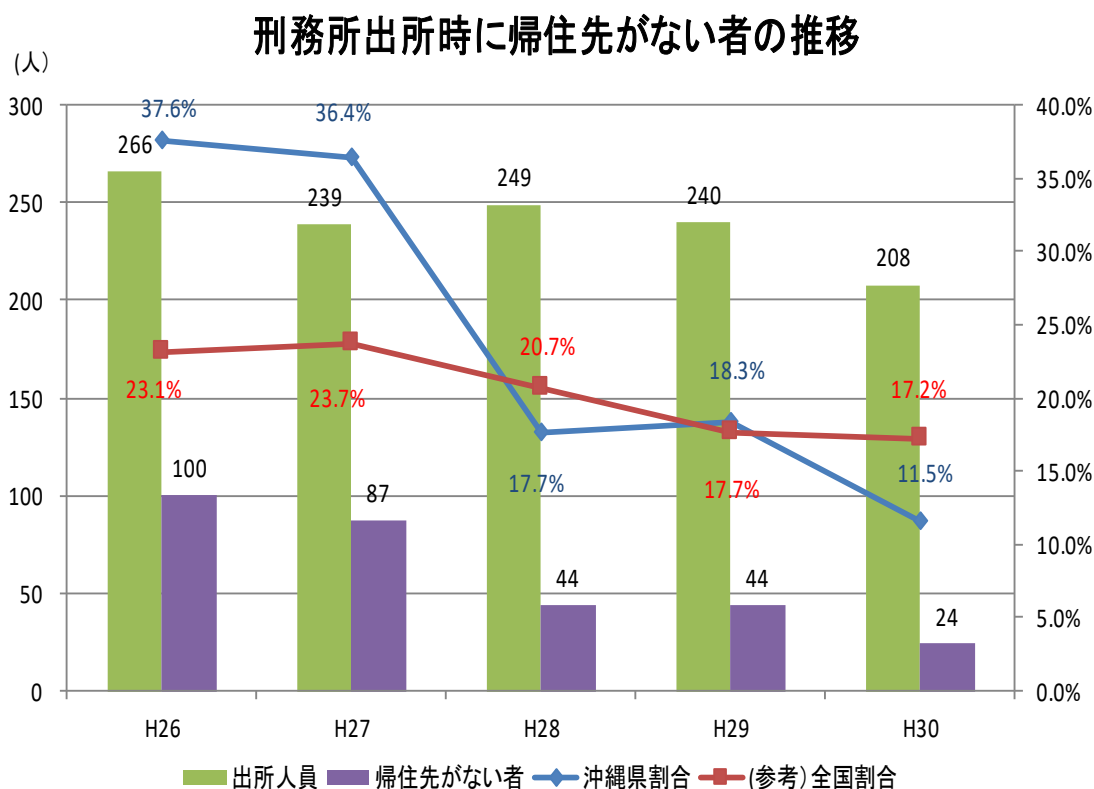
- ・沖縄県建設工事入札参加資格審査において、協力雇用主登録企業が希望する場合、県独自評価点の加点を行います。(土木建築部)

## (2) 住居の確保



### 【現状と課題】

平成 30 年に沖縄刑務所を出所した者 208 人のうち、親族等から受入を拒否されている等の理由により、健全な帰住先を確保できないまま出所した者(帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者も含む)は 24 人で全体の 11.5 %となっています。



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成



また、平成 30 年度に県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は 166 人となっています。

更生保護施設や自立準備ホームはあくまでも一時的な帰住先であり、地域社会において安定した生活を送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠です。

しかし、犯罪をした者等については、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できないこと等により、住居の確保が難しい状況があります。

#### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して一時的な帰住先として更生保護施設(県内2か所)や自立準備ホームの確保を行っています。

・沖縄刑務所では、地方更生保護委員会及び保護観察所が実施している、釈放後の生活環境調整が難航している者に対する面接に積極的に協力しています。刑の一部執行猶予者に対しては、地方更生保護委員会及び保護観察所に早期に情報提供し、可能な限り仮釈放につなげているほか、入所時等の指導の機会に更生緊急保護制度の周知も行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の住居の確保等社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参加するプログラムを積極的に実施しています。

・更生保護施設がじゅまる沖縄では犯罪や非行をした人のうち、帰る場所がない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々なアドバイスをする等の支援を行っています。SST(社会生活技能訓練)で困難な場面に直面した場合の対処法を身につける等の練習を行い、また、退所後の一人暮らしの中で活かせるように更生保護女性会の協力の下、料理教室を毎月実施しています。自立資金が十分になった者については、必要があれば不動産会社を紹介する等、住居の確保を支援しています。

・入居に関する支援については、高齢者、障害者、低所得者等を対象として、連帯保証人や身元引き受け等を行っている民間団体もあります。

**【県における具体的な施策】**

・一定の住居を持たない生活困窮者が安定した生活を営めるよう支援することを目的として、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行います。

(子ども生活福祉部)

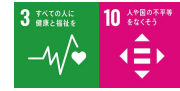
・離職者等であって安定した就職の意思及び能力のある者のうち、住宅を喪失している者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。(子ども生活福祉部)

・様々な障害や生きづらさを抱え、虐待、経済的な理由により日常生活を営むことが困難な者が、養護老人ホームや救護施設へ円滑に措置入所ができるよう、措置権者(市町村)や当該施設を対象とした説明会を開催するなど、連携強化に努めます。(子ども生活福祉部)

・不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体の住宅部局及び福祉部局等を構成員とした居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、住宅情報等の提供等を行います。(土木建築部)

### 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

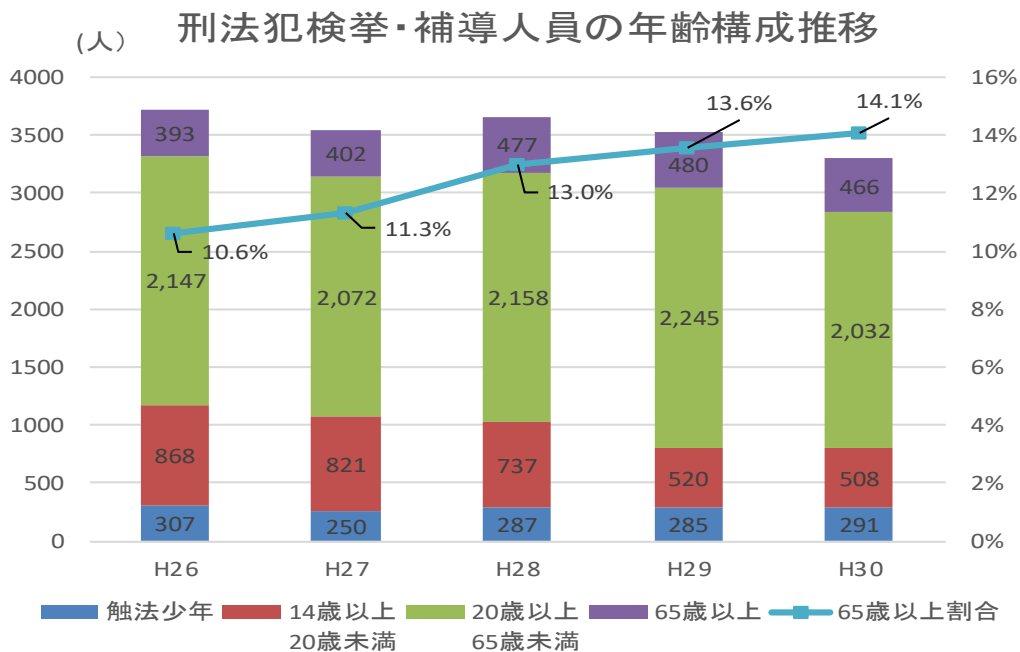
#### (1) 高齢者又は障害者等への支援



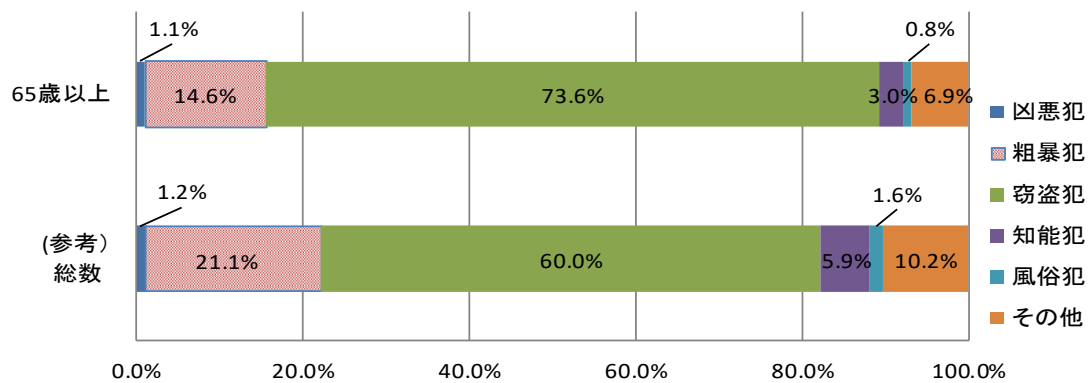
##### 【現状と課題】

沖縄県内の刑法犯検挙・補導人員に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 14.1 % となっており、全国平均 21.0 % と比較して 6.9 ポイント低い状況ですが、その割合は年々増加しています。

また、65 歳以上の高齢者における罪種は窃盗がもっとも多く、73.6 % を占めています。



#### 高齢者における罪種別割合(H30)



沖縄県警察本部「平成30年犯罪統計書」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

2018年版矯正統計年報によると、全国における平成30年新受刑者の能力検査値において、一般的に知的障害の疑いがあると判断される能力検査値69以下の者は19.1%であり、テスト不能の判定を受けた者を含めると25.5%になります。

犯罪をした者等の中には、各種保険医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず、これまで適切に繋がっていなかったため、再犯に至った者も少なくありません。

#### 【国・民間団体による取組】

・沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園では、高齢又は障害を有する者であって、かつ適当な帰住予定地がなく、出所後に福祉サービス等が必要な者については、那覇保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の確保や福祉・医療サービスの利用等の特別調整を行っています。

・那覇保護観察所では、福祉専門職員が配置されている更生保護施設や自立準備ホームに対して、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などを行っています。

また、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察について、裁判所の求めに応じて生活環境調査を行い、指定の医療機関による継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察等を行って、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、医師による診察を実施し、出院後に引き続き医療面のケアが必要な在院者については、紹介状の作成等を行っています。

・那覇少年鑑別所では、那覇地方検察庁及び保護観察所等の関係機関からの依頼により、知的障害が疑われる対象者に対しては、障害の程度をアセスメントするための手段として、面接や個別知能検査等を実施しています。

・那覇地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障害等により福祉的支援（医療的支援を含む）が必要であり、かつ支援を行うことが適当と認められる者については、那覇保護観察所や福祉関係機関と連携して、対象者の住居の確保や就労支援、その他の福祉的措置につなげるなどの取組を行っています。（入口支援）

・更生保護施設がじゅまる沖縄は、高齢または精神・知的等の障がいにより

特に自立が困難な矯正施設出所者等を受け入れる、高齢・障害者受入施設として指定されています。同施設では県地域生活定着支援センターや関係自治体等と連携を図り、これらの者に対し福祉施設への入所、生活保護の申請などの支援を行っています。

#### 【県における具体的な施策】

・ 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。(子ども生活福祉部)

・ 認知症の高齢者、精神障害、知的障害など、判断能力が十分でない者の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を実施する日常生活自立支援事業（実施主体：沖縄県社会福祉協議会）の実施を支援します。(子ども生活福祉部)

・ 生活困窮者等が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成等様々な支援を包括的かつ計画的に取り組みます。(子ども生活福祉部)

・ 障害福祉圏域（5圏域）ごとに障害者相談支援業務に精通するアドバイザーを配置し、地域で対応が困難な事例に係る助言や相談支援従事者のスキルアップに向けた指導等を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。(子ども生活福祉部)

・ 医療・保健・福祉が連携し、「協働」による支援体制整備を目的としたコーディネーターを各障害福祉圏域に配置し、精神障害者の地域移行・地域定着支援の促進を図ります。(子ども生活福祉部)

・ 障害者総合支援法第 58 条の規定に基づき、精神障害者の精神治療の通院医療費について、保険及び自己負担分を除く額を公費負担します。また、沖縄県復帰特別措置法に基づき、精神障害者の精神治療の通院医療費について、自己負担分を公費で負担します（訪問看護は除く）。(保健医療部)

・生活保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じて必要な扶助費を支給します。(子ども生活福祉部)

・地域で暮らす高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターの職員等に対し、専門性の向上を図るための研修を実施します。(子ども生活福祉部)

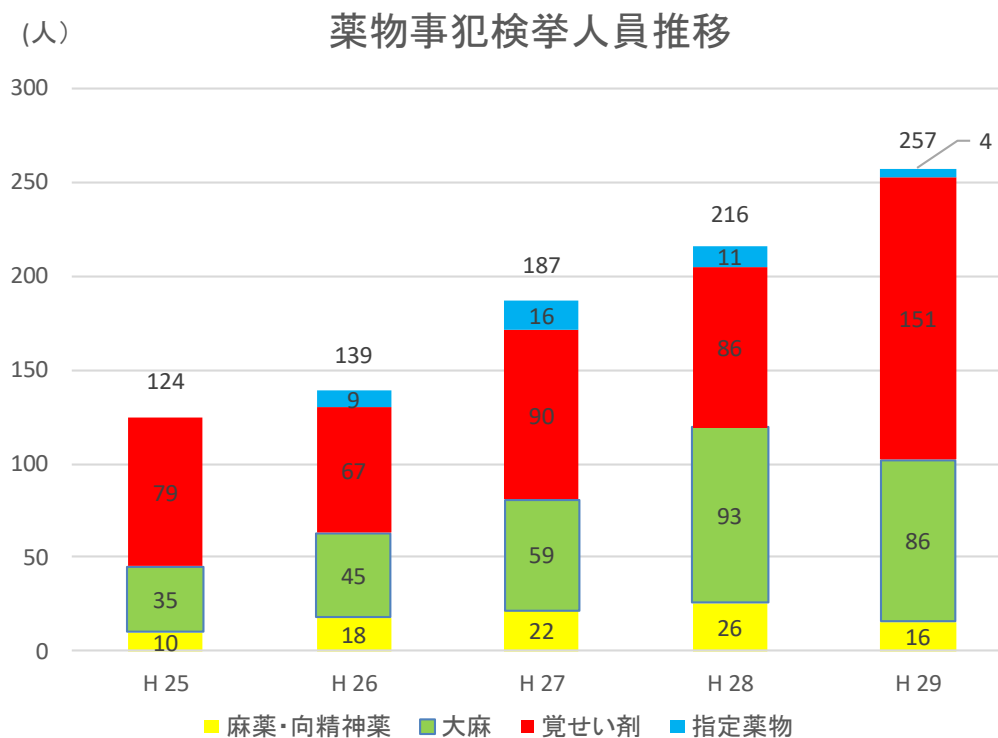
・地域福祉支援計画の改定の際に、高齢者や障害のある犯罪をした者等に対する福祉的支援の推進について盛り込むことを検討します。(子ども生活福祉部)

## (2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援



### 【現状と課題】

沖縄県における薬物事犯検挙人員は増加傾向にあり、平成 29 年は 257 人と過去最高となっています。薬物別にみますと、覚せい剤が 151 人と全体の 58.8 %を占めています。大麻は 86 人と全体の 33.5 %となっており、覚せい剤と大麻で 92.3 %を占めています。



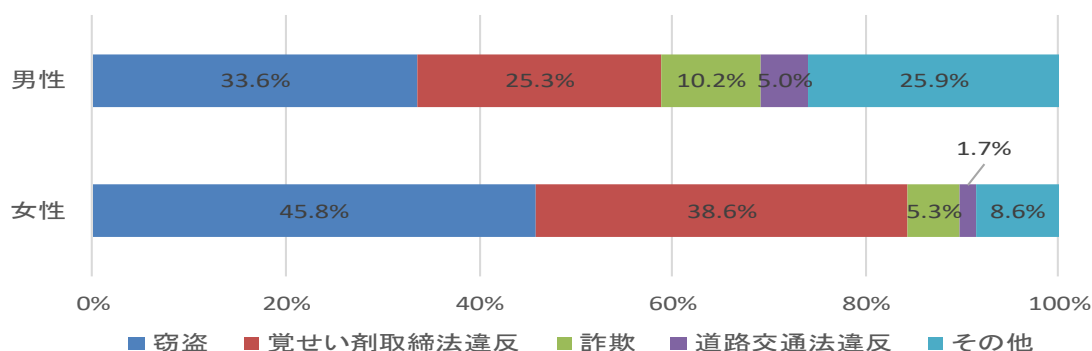
厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」を基に  
沖縄県子ども生活福祉部福祉施策課作成

また、検挙人員を年齢別にみますと、10代10人、20代43人、30代104人、40代73人、50代以上27人となっています。10代の10人はいずれも大麻所持による検挙です。

近年、各国で嗜好品として的大麻所持や使用が合法化された動きもあり、青少年の大麻に対する罪悪感の薄れや誤った認識により、安易に入手し使用している状況が窺えます。

全国の平成30年新受刑者の罪名別割合は、覚せい剤取締法違反が約3割を占めており、特に女性では38.6%を占めています。また、覚醒剤取締法違反は、他の犯罪と比べて再犯リスクが高いことから、関係機関と連携した支援体制を構築していくことが重要です。

### 新受刑者の罪名 (H30)



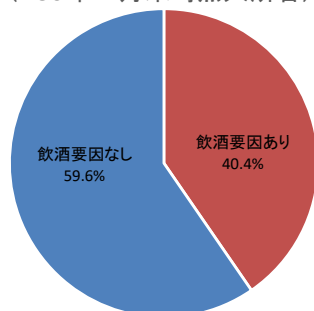
法務省「2018年版矯正統計年報」を基に  
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

沖縄県では、アルコールに起因する犯罪が大きな問題となっています。

沖縄刑務所における平成30年12月末現在入所者307人中、飲酒下での犯罪件数は124人で、全体の約4割を占めます。

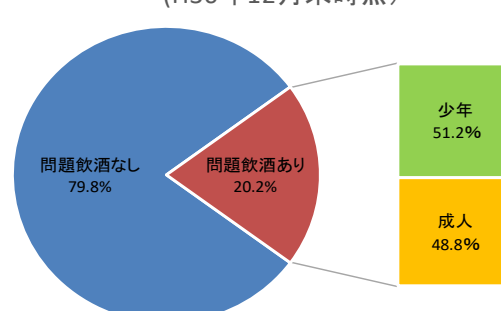
また、那覇保護観察所において同月末現在に保護観察中の者608件中、問題飲酒対象者は123件で全体の約2割を占め、うち少年が63件で約半分の割合を占めます。

飲酒下での犯罪割合  
(H30年12月末時点入所者)



(沖縄刑務所調査)

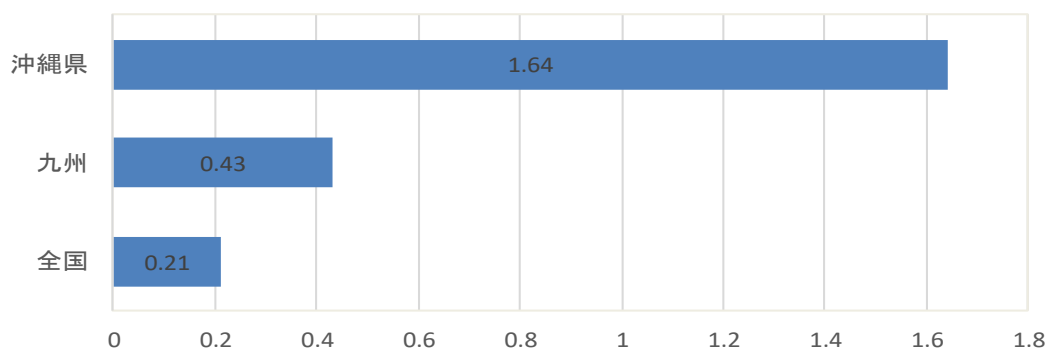
保護観察人員における問題飲酒対象者  
(H30年12月末時点)



(那覇保護観察所調査)

平成 30 年中の沖縄県の飲酒運転検挙件数は 2,222 件、人口 1,000 人当たりの検挙件数は 1.64 件で、九州平均 0.43 件の約 3.8 倍、全国平均 0.21 件の約 7.8 倍となっています。また、平成 30 年中の人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は全国平均の約 2.1 倍と全国ワースト 2 位となっています。

### 人口1,000人当たりの飲酒運転検挙件数（H30）



沖縄県警察本部「平成31年 飲酒運転根絶活動マニュアル」を基に  
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

過度なアルコール摂取は理性や判断力を鈍らせ、犯罪や非行につながる要因となることも多いことから、再犯防止のためには、アルコール対策が重要となります。

#### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する「薬物再乱用防止プログラム」、「飲酒運転防止プログラム」及び問題飲酒の者に対する特別処遇を実施しているほか、薬物依存回復訓練施設での回復訓練や、自助グループへの参加を積極的に働きかけています。また、依存者の家族・引受人を対象とした講習会を開催しています。

・沖縄刑務所では、特別調整対象者及び特別調整に準ずる者であって、依存症を有する者については、必要に応じて依存症回復施設を帰住先とした調整を行っています。また、特別改善指導として薬物依存離脱指導、一般改善指導として酒害教育、アルコール依存回復プログラムを実施しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」を実施しています。

・沖縄少年院では、飲酒と非行の結び付きが顕著で、個別に指導を要する



ケースが増加したことから、講義形式又はグループワーク形式による「アルコール関連問題指導」を実施しています。当該指導では、医師による講義や依存症から回復した当事者の体験談を伝えるセッションなども盛り込んでいるほか、民間病院の専門家を招いての特別プログラムも実施しています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、依存症を有する在院者が出院後に切れ目のない支援を受けられるようにするため、在院中から民間リハビリ施設の紹介や見学を行っています。

- ・那覇少年鑑別所では、健全育成のための働きかけの一つとして、希望する在所者に対しては、「酒害講座」を受講させることで、飲酒に対する危機感や問題意識の醸成を図っています。

- ・九州厚生局沖縄麻薬取締支所では、薬物乱用経験者に対して、精神保健福祉士等の資格を有する職員が、ワークブックを用いた個別面談形式の断薬支援、関係機関への引継ぎ支援等を実施しています。また、薬物乱用者本人だけではなく、家族等への相談支援も積極的に実施しています。

- ・県内の更生保護女性会では、薬物依存回復施設で昼食を作って提供するなどの支援を行っています。

- ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、問題飲酒で困っている家族等を対象としたワークショップ・相談会を実施しています。

- ・更生保護施設がじゅまる沖縄では、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する補導員が中心となり、薬物や飲酒に問題のある被保護者、当施設退所者や外部メンバーを対象に週一回薬害・酒害ミーティングを実施しています。

- ・民間の依存症回復施設においては、回復プログラムの実施や家族などへの相談支援、啓発等を実施しています。

#### 【県における具体的な施策】

- ・初期の薬物依存症者を対象として、認知行動療法を用いた薬物依存症回復支援プログラムを無料で受講出来る薬物再乱用防止教室を実施します。(保健医療部)

- ・薬物乱用防止講演会や街頭キャンペーン等を通して、県民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高める啓発活動に取り組みます。(保健医療部)
- ・認知行動療法をベースにした回復支援プログラム(SMARPP (スマープ))を用いて、依存症回復へのサポートを行っていきます。(保健医療部)
- ・県総合精神保健福祉センターや県各保健所において、依存症に悩む本人や家族の相談に対応し、必要な場合は医療機関等関係機関と連携を図りながら支援を行います。(保健医療部)
- ・依存症の専門医療機関を指定し、県ホームページや相談窓口において周知を図ります(保健医療部)
- ・沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等の交通安全講話を実施します。(県警本部)

#### 4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援

##### (1) 非行の防止



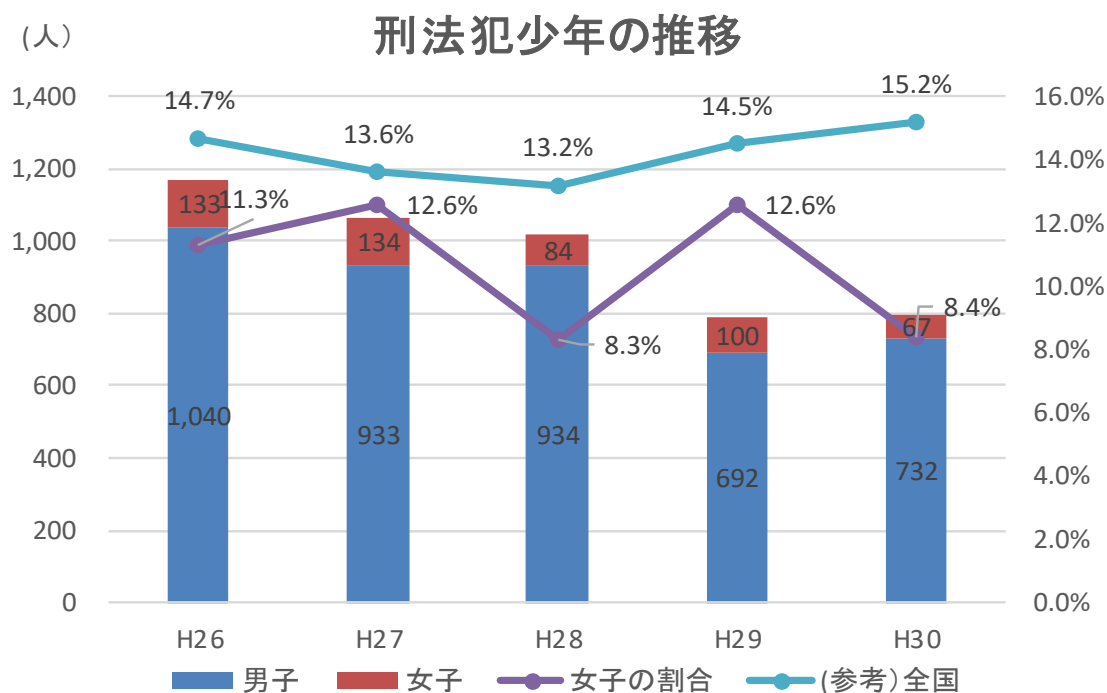
##### 【現状と課題】

平成 30 年中に県内で検挙・補導された非行少年は、869 人でした。内訳は、刑法犯少年 799 人、特別法犯少年 57 人、ぐ犯少年 13 人となっています。

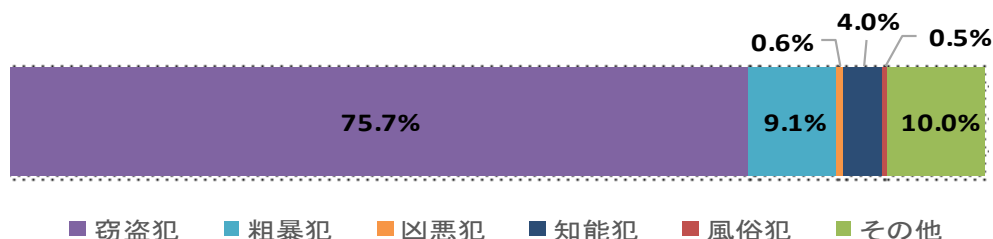
成人も含めた全刑法犯の検挙・補導人員に占める少年の割合は、犯罪少年 15.4 %、触法少年 8.8 %と併せて 24.2 %となっています。

また、刑法犯少年に占める女子の数は減少傾向にあり、平成 30 年は 67 人と全体の 8.4 %で、全国平均の 15.2 %と比較して 6.8 ポイント低い状況です。

刑法犯少年の罪種別割合は、窃盗犯が 75.7 %と大半を占めています。



### 刑法犯少年の罪種別割合 (H30)

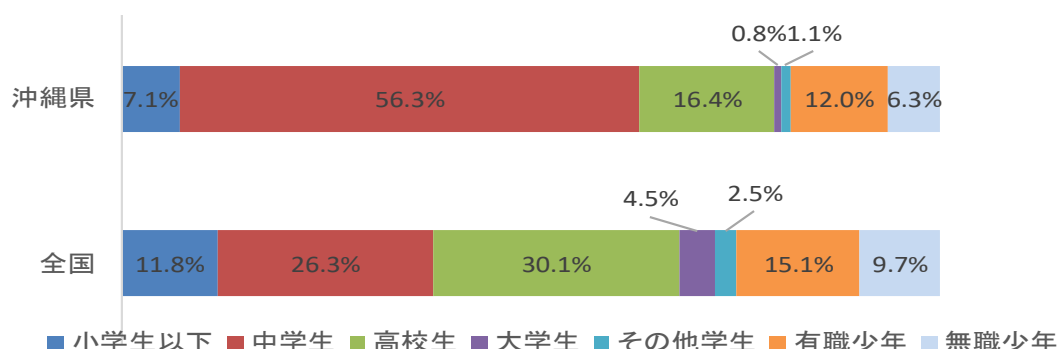


沖縄県警察本部「平成30年少年非行等の概況」を基に  
 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯少年の学職別割合は、全国平均では高校生が一番高いのに対し、沖縄県では中学生がもっとも高く 56.3 %を占めており低年齢層における非行が目立ちます。

本人や親、家族の責任だけでは非行の問題解決は難しいことが多く、学校や地域、専門家が連携して支援していく必要があります。

## 刑法犯少年の学職別割合(H30)



沖縄警察本部「平成30年少年非行等の概況」を基に  
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

### 【国・民間団体による取組】

- ・那覇保護観察所では、保護観察中の中学生が在学する中学校と担当保護観察官又は担当保護司との連携に努めるほか、保護観察中の高校生等が在学する学校と、当人が秘匿しているか否かに留意しながら必要に応じて連携しています。

また、毎年7月を強調月間として行われる法務省主唱“社会を明るくする運動”において、各地域で再非行防止活動を啓発する取組の一環として、小・中学生を対象とした作文コンテストを実施しています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、県内の学校関係者等の団体による施設参観を積極的に受け入れており、少年院の業務のみならず、少年保護手続きの仕組み、特定の非行（薬物、窃盗、性など）の防止、児童・生徒の行動理解及び指導方法なども説明しています。

- ・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、地域社会における非行及び犯罪に関する諸問題について、少年、保護者、関係機関等に対して、必要な情報の提供、助言及び心理的援助等を行っています。また、学校や市町村で開かれる問題行動や非行のある生徒のケース会議等に出席し、専門的立場からの助言、情報提供等を行っています。

・県内の保護司会では、中学校ごとに担当保護司を配置し、学校主催の連絡協議会に参加して情報共有を図るとともに、あいさつ運動やパトロール活動に協力するなどして、学校や地域社会との連携強化を図っています。

・県内の更生保護女性会では、小学校での子育て支援、小中学校でのあいさつ運動や見守りパトロールのほか、不登校児や特別支援対象生徒への居場所づくり活動等にも協力しています。

・沖縄県就労支援事業者機構では、停学中の高校生に対し非行防止を目的に、面談や就業体験を行っています。

#### 【県における具体的な施策】

・暴走行為等で検挙された非行少年や保護者等に対し、面接による助言活動に取り組みます。(県警本部)

・少年及び保護者と継続的に連絡、面接を実施し、相互の信頼関係を構築し、求めに応じて指導・助言を行います。また、少年の社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ活動等を通して少年の立ち直り支援活動を実施します。(県警本部)

・子供の問題行動に悩む保護者や様々な課題を抱えた支援を要する保護者に対し、精神科医、大学職員、臨床心理士等、専門家による講話やカウンセリング、グループ検討会を通じた支援を実施します。(県警本部)

・専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を配置し、少年相談、継続的な補導、被害少年に対する継続的な支援、少年の非行防止上必要と認められる活動等を実施します。また、少年警察支援要員を配置し、少年補導職員等と協働し、家庭訪問、学校訪問、少年の居場所づくり・立ち直り支援、少年の非行防止及び健全育成上必要な活動等を実施し、少年の健全育成、立ち直り支援を図ります。(県警本部)

・スクールサポーターを校内暴力や不登校などの生徒による問題行動がある学校へ派遣し、警察、教職員、少年警察ボランティア等と連携し、非行グループの補導・解体、非行少年等の居場所づくり・立ち直り支援、非行少年等の保護者や担任等に対する助言・指導等、少年の健全育成、立ち直り支援活動を実施します。(県警本部)

・少年警察ボランティア活動において、警察の行う少年の補導活動等を地域住民に直結せしめ、住民との連帯活動により非行少年等の早期発見、補導及び少年の居場所づくりや立ち直り支援、環境浄化活動を推進し、少年の非行防止とその健全育成を行います。(県警本部)

・各警察署において管内の刑法犯少年、不良行為少年等の検挙・補導人員、非行集団の数及び校内の非行問題の程度等が高い中学校を選定し、規範意識高揚活動、非行集団の検挙・解体・補導活動、学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動、保護者対策活動、地域ボランティア支援活動等を実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。(県警本部)

・大学生少年サポーター制度において、問題行動や非行を犯したり、犯罪被害に巻き込まれ、その立ち直りに支援を要する少年に対し、非行防止及び健全育成活動、学習支援、居場所づくり等の立ち直り支援活動を実施します。(県警本部)

・月に2回以上の補導歴があり、家庭環境・地域の実情等から再補導のおそれがあると認められる少年に対し、少年及び保護者への面接や家庭訪問、規範意識向上対策、居場所づくり等の立ち直り支援などを実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。(県警本部)

・沖縄県子ども・若者総合相談センターである「子ども若者みらい相談プラザ sorae」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有している39歳までの方からの相談に対応するほか、矯正・更生保護機関などと連携して、包括的な支援を行います。(子ども生活福祉部)

・非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、児童相談所での相談、支援及び児童自立支援施設における受入を行います。(子ども生活福祉部)

## (2) 学校等と連携した修学支援

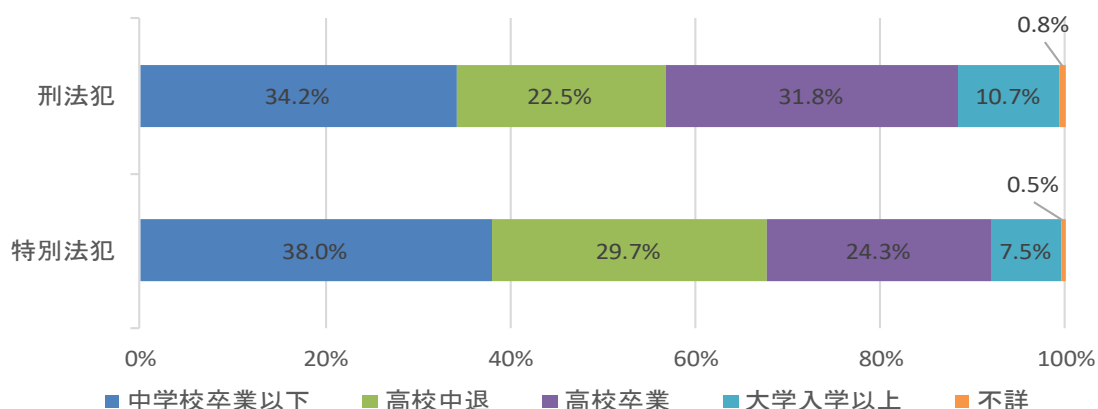


### 【現状と課題】

平成 30 年中における沖縄少年院及び沖縄女子学園の出院者 42 人中、修学支援対象者は 9 人となっており、修学を希望する者は多くありません。修学支援対象者のうち出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者は 4 人となっています。

また、2018 年版矯正統計年報によると、全国における平成 30 年新受刑者の罪名別教育程度において、中学校卒業以下である者は刑法犯では 34.2 %、特別法犯では 38.0 %となっています。全国の高等学校等進学率が 98.8 %であるのに対し、犯罪をした者等の高等学校等進学率は低い水準になっています。

### 新受刑者の罪名別教育程度(H30)



法務省「2018年版矯正統計年報」を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために重要です。このことは、一度、犯罪・非行をした者等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰しものが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。

### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、中学生、高校生等の個別ケースにおいて、学校と適宜連携して復学、通学継続を図るなどの修学支援を行っています。また、県内各地において学校担当保護司が日頃から中学校と連携して情報交換等を行

っています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、中学生が入院した場合、学校教育に準ずる内容の教科教育を実施するとともに、当該在院者の学習の状況等を当該中学校に確実に連絡するほか、当該中学校との連絡協議会を開催するなど、在籍中学校との連携を深めています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の受験を督励し、希望者がいれば、同試験を実施しています。

- ・那覇少年鑑別所においては、在所者に対する学習の機会の付与として、希望者に対し外部講師による教科指導を行っています。

- ・県内のBBS会では、学校や保護司会と連携して保護観察対象者へ学習支援等を実施しています。

#### 【県における具体的な施策】

- ・様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等に対して実施される「高等学校卒業程度認定試験」について、文部科学省から依頼を受け、受験案内の配布や試験運営の協力を行います。(教育庁)

- ・小学1年生から中学3年生(過卒生を含む。)までの生活保護世帯等の子どもを対象とした学習支援を実施します。また、学習支援専門員を配置し、家庭や学校への訪問、役場や教育委員会等との連携により、不登校の子の支援や高校中退防止、学習支援を行う塾への継続通塾の支援等に取り組みます。(子ども生活福祉部)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、支援が必要な児童生徒の心理または児童生徒の置かれた環境に着目した指導支援を行います。(教育庁)



## 5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組

### (1) 犯罪をした者等の特性に応じた取組



#### 【現状と課題】

再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした者等の一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解き、時間をかけて、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要です。

しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支援機関と情報共有されているわけではなく、地域に戻ってきた際の一貫・継続した支援が不十分なこともあります。

#### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する専門処遇として、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、交通事故による保護観察対象者に対して交通講習会や学習ブックを使用した交通学習を行っています。このほか、少年、女性、精神障がい、暴力団関係など様々な特性に応じた個別処遇を行い、再犯防止に取り組んでいます。

・沖縄刑務所では、個々の受刑者の特性に応じて、特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導）及び一般改善指導（酒害教育、アルコール依存回復プログラム、暴力防止プログラム、社会復帰支援指導）並びに補修教科指導を実施しています。また、本人からの願い出により、教誨師や篤志面接委員による悩み相談等の指導を行っています

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、性非行を行った人には「性非行防止指導」、薬物依存を有する人には「薬物非行防止指導」、被害者の心身に重大な影響を与えた事件の加害者等には「被害者の視点を取り入れた教育」等、各在院者の犯罪や非行を踏まえた指導を行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、教育活動を実施しています。発達上の課題を有する在院

者の教育については、平成 28 年年に法務省が策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用しています。

- ・ 沖縄少年院及び沖縄女子学園では、近隣の福祉施設の介護補助、公園の清掃、動物愛護管理センターでの動物の世話等の社会貢献活動を実施しています。

- ・ 沖縄女子学園では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、平成 29 年から全国の女子少年院等とともに、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施しています。

- ・ なお法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、性非行又は粗暴非行に至った少年等を対象に、本人の同意を得た上で、認知行動療法を基本としたワークブックを実施する等して、非行性の改善につなげる働き掛けを行っています。

- ・ 更生保護法人がじゅまる沖縄では、県の委託事業として DV 加害者更生相談業務を行っています。

#### 【県における具体的な施策】

- ・ 13 歳未満の子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省からの情報提供を受け、その所在確認を実施しており、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなどの再犯防止に向けた措置を講じます。(県警本部)

- ・ 暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。(県警本部) 再掲

- ・ 沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等の交通安全講話を実施します。(県警本部) 再掲

- ・ ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進していきます。(県警本部)

- ・ DV 加害者に対し、暴力行為の変容を働きかけるとともに、加害防止のた

めの予防教育を通し、男女の人権を尊重する意識を高めることを目的として、DV 加害者更生相談窓口を設置し、DV 防止教育等を実施します。(子ども生活福祉部)

・DV の現状及び被害者・加害者双方の心理状態、DV を生み出す要因となる社会構造等を理解することを目的としたワークショップや講座を開催します。(子ども生活福祉部)

## 6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組

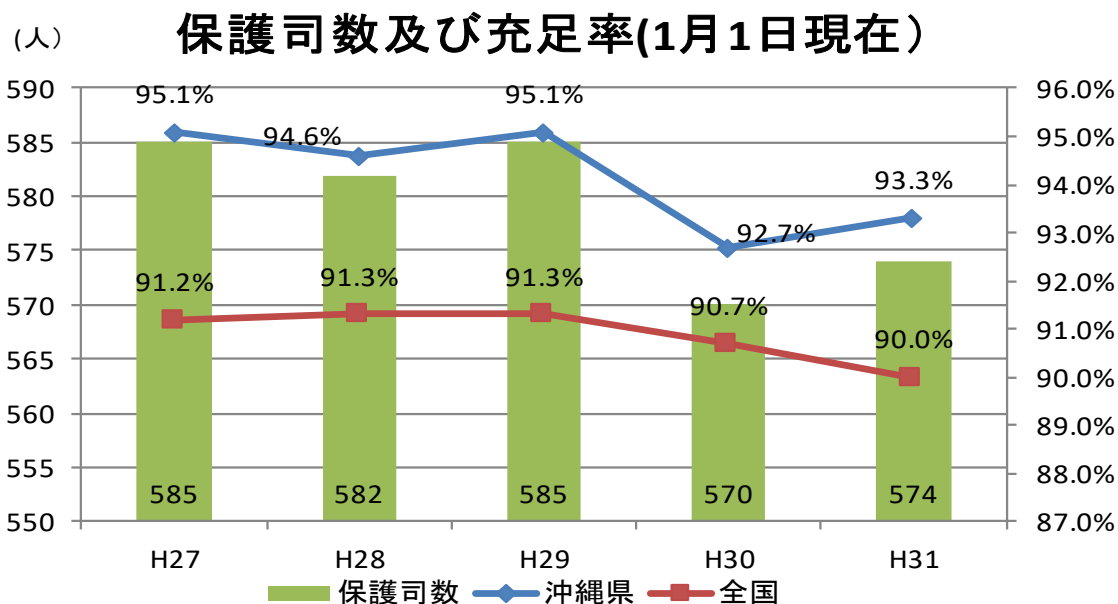
### (1) 民間協力者の活動の促進



#### 【現状と課題】

地域における再犯防止や更生保護については、民間協力者の活動に支えられています。沖縄県内では、保護司、更生保護女性連盟、BBS 連盟等の更生保護ボランティアや、少年補導員、大学生少年サポーター等の警察ボランティアなどが、地域の中での立ち直りや、犯罪、非行等の未然防止に取り組んでいます。

保護司については、平成 31 年 1 月 1 日現在、県内の定数 615 人に対し、現員は 574 人となっており、充足率は 93.3 % と全国平均 90.0 % よりも高い状況ですが、職場の定年延長等を背景とした保護司の高齢化により 10 年間で約半数が退任する状況にあり、保護司の安定的確保に継続して取り組んでいく必要があります。



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

#### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、県内各地の地方公共団体の支援を得て、那覇保護観察所管内全ての保護司会に更生保護サポートセンターを設置完了し、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

保護司及び保護司組織の活動を支援するため、実費弁償金を支給しています。

また、更生保護ボランティア及び他の民間協力者に感謝状等の贈呈を行っています。

・沖縄刑務所では、犯罪をした者の特性に応じた取組を実施するに当たり、自助グループ、医療機関、依存症リハビリ施設、キャリアカウンセラー、介護支援専門員、飲酒運転撲滅の会、社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター、更生保護施設、市役所、県立総合精神保健福祉センター、県警察本部、教誨師、篤志面接委員等と連携し、指導に当たっています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、篤志面接委員のほか、自助グループ、医療機関、更生保護施設等の機関や団体の専門家を招へいし、在院者に対する指導や講話を実施しています。

また、功績が顕著な民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活動の促進を図っています。

・那覇少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援に功績が顕著な民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活動の促進を図っています。

・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、沖縄県保護司会連合会、県内の保護司会、更生保護施設、沖縄県更生保護女性連盟及び沖縄県 BBS 連盟に助成しています。

・沖縄県保護司会連合会及び更生保護法人沖縄県更生保護協会は、那覇保護観察所と連携し、保護司の研修、保護司の人材確保の促進のほか、保護司会の任務に関する連絡調整に努めています。

・沖縄県就労支援事業者機構では、協力雇用主会の活性化、登録促進を目的に活動費を助成するほか、研修会や情報交換会などを実施しています。

#### 【県における具体的な施策】

・長年更生保護に従事された功労保護司に対して、知事感謝状の贈呈を行います。(子ども生活福祉部)

・県職員の退職者説明会の際にパンフレットを配布する等保護司活動に関する情報提供を行い、保護司確保の取組への協力を行います。(子ども生活福祉部)

- ・更生保護法人等が行う更生保護事業や更生保護ボランティアの活動について、周知等の必要な協力を行います。（子ども生活福祉部）
- ・少年警察ボランティアに対し、ボランティア保険への加入、資質向上のための研修会への支援等、安定的な活動が継続できるよう支援します。（県警本部）

## （2）広報・啓発活動の促進



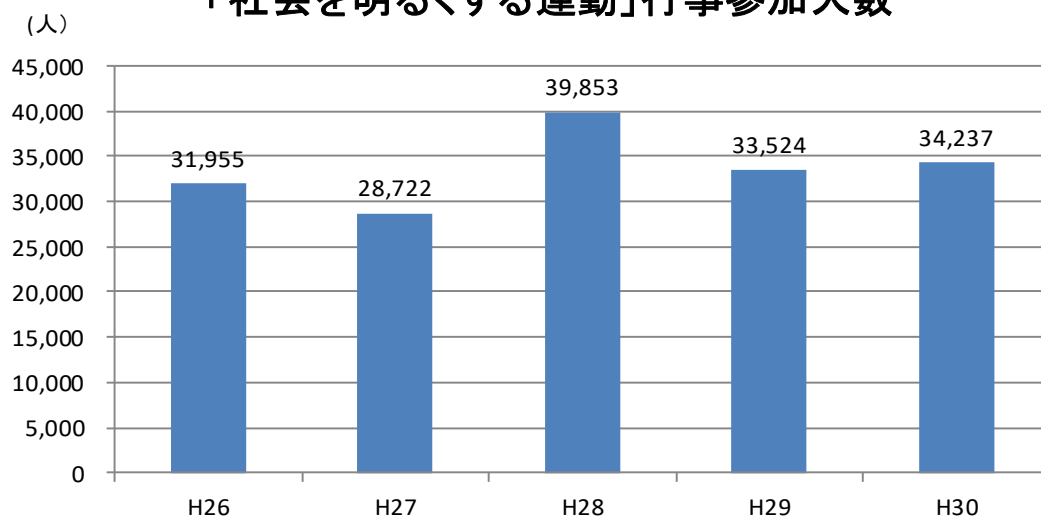
### 【現状と課題】

犯罪をした者等が社会復帰するためには、自らの努力を促すことはもちろんですが、地域社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することも重要です。

これまで県では、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動“社会を明るくする運動”の沖縄県推進委員会において、沖縄県知事が委員長に就任し、会議への出席や7月の強調月間に際し、知事メッセージの発出等を行っています。また、沖縄県更生保護大会では、“社会を明るくする運動”における作文コンテストの表彰や功労保護司への知事感謝状の贈呈等も行っています。

しかしながら、再犯防止や更生保護といったことは県民にとって必ずしも身近に感じられておらず、関心や理解が進んでいません。誰もが予期せず加害者、被害者やその家族になることも考えられ、決して他人事ではなく、もっと身近な問題として、地域で生活する県民の理解を得ていく必要があります。

### 「社会を明るくする運動」行事参加人数



法務省調査を基に沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課作成

### 【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間・再犯防止啓発月間として、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、県民に対して広く広報啓発を行っています。

また、大学や社会福祉士実習等で保護観察官が更生保護制度の講義を行っています。

・沖縄刑務所では、施設見学の受入を更生保護機関だけでなく、法曹関係の学部生を中心に大学等の教育機関に対し行っているほか、矯正展等のイベントを当所以外にも、県庁、名護、金武、読谷、鹿児島県与論町等の各地で実施することで、矯正の現状や取組等を積極的に周知しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、施設参観、糸満市役所での展示や糸満市健康福祉まつりにおける展示等を通して、矯正教育に関する広報・啓発活動を行っています。

・那覇少年鑑別所では、子ども・若者育成支援強調月間である11月に、非行や犯罪の防止に携わる関係機関や民間協力者等を招き、地域援助推進協議会を企画・開催することで、地域援助業務の社会への定着や浸透を目指した広報活動を行っています。

・沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県BBS連盟、更生保護法人沖縄県更生保護協会ほか多くの民間団体が、“社会を明るくする運動”沖縄県推進委員会に参画して活動しています。

・県内の保護司会では、地域内の市町村や更生保護女性会等と連携して“社会を明るくする運動”の地区推進委員会を立ち上げ、広報・啓発に努めています。

・沖縄県就労支援事業者機構では、地域住民の理解と協力を求め、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進する事を目的に、更生保護活動、再犯防止活動や協力雇用主活動等をテーマとした「地域のチカラ講演会」を実施しています。

**【県における具体的な施策】**

・社会を明るくする運動や沖縄県更生保護大会など矯正施設、更生保護関係機関等が主催する運動、会議への参加やイベントの後援等のほか、市町村などへの周知啓発を行います。(子ども生活福祉部)

・県民の理解を促進するため、県施設を活用したミニ矯正展や更生保護展を開催します。(子ども生活福祉部)



## 第四章 計画の推進

### 1. 計画の推進・連携体制

沖縄県における行政内部での計画の推進にあたっては、子ども生活福祉部を中心に福祉、就労、住居、医療、教育、刑事などの分野を担当する関係部署と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野で横断的な施策を推進します。

再犯防止の推進を一層効果的・効率的に支援するため、国との適切な役割分担を踏まえ、支援のあり方など幅広い検討を進めます。

また、国の機関、民間団体、沖縄県等で構成する「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」において、再犯防止施策に関する協議・検討を行います。

### 2. 計画の進捗管理

毎年度、県全体の推進の進捗状況等の検討及び評価を実施し、その結果を「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」に報告し、助言や提言を求めながら、適切な進捗管理に努めます。

また、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて沖縄県再犯防止推進計画に反映していきます。

## 第五章 参考資料

### 1. 用語解説

#### 【あ行】

##### 医療観察制度（いりょうかんさつせいど）

心神喪失又は心神耗弱の状態、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度。

入院決定を受けた人については、厚生労働省所管の指定入院医療機関による専門的な医療が提供され、通院決定を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療が提供されるほか、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られる。

沖縄県においては指定入院医療機関として国立病院機構琉球病院、指定通院医療機関として29施設（平成31年4月1日現在）が指定されている。

#### 【か行】

##### 科料（かりょう）

犯罪行為に対する刑事制裁であって、一定金額の国庫への納付が強制される財産刑の一種である。

##### 観護の措置（かんごのそち）

家庭裁判所において審判を行うため必要があるときに執られる措置であり、家庭裁判所の調査官の観護に付される場合と、少年鑑別所に送致される場合の2種類がある。

##### 鑑別（かんべつ）

医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。

##### 起訴猶予（きそゆうよ）

犯罪の疑いが十分にあり、起訴して裁判で有罪に向けて立証することも可能だが、特別な事情に配慮して検察が起訴しないこと。比較的軽い犯罪で、本人が深く反省していたり、被害者と示談したりした場合に選択する。

### 教誨師（きょうかいし）

被收容者のうち宗教を信仰する者や関心を持つ者に対し、既成宗教の教義に基づく宗教上の説話、宗教行事、読経等を講じる民間の篤志家である宗教家をいう。

### 矯正施設（きょうせいしせつ）

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のこと。

### 協力雇用主（きょうりょくこようぬし）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。県内の協力雇用主登録企業名は外部に公表していない。

### ぐ犯少年（ぐはんしょうねん）

少年法で規定される非行少年の一種。性格・環境に照らして将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる虞（おそれ）のある少年。（少年法第3条第1項第3号）。

### 刑罰（けいばつ）

犯罪に対する法的効果として、国家および地方自治体によって犯罪をおかした者に科せられる一定の法益の剥奪。

### 刑法犯（けいほうはん）

刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強制性交等・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

### 刑事施設（けいじしせつ）

刑務所、少年刑務所、拘置所の3つをさす。

### 刑務所（けいむしょ）

法令に違反し、裁判の結果、刑罰に服することとなった者を収監する刑事施設である。県内には、沖縄刑務所の1箇所。

### 検挙（けんきょ）

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付または微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。

### 検挙率（けんきょりつ）

その年の刑法犯の検挙件数を、被害届を受理したり通報を受けたりして犯罪の発生を認知した件数で割った数。

### 検察庁（けんさつちょう）

警察から送致された事件について、検察官が自ら被疑者・参考人の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたり、自らが捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、最終的に被疑者について裁判所に公訴を提起するかしないかの処分を決定する。県内には那覇地方検察庁、沖縄支部、名護支部、平良支部、石垣支部がある。

### 更生緊急保護（こうせいきんきゅうほご）

刑務所を満期で出所した人、刑の執行猶予、起訴猶予や罰金などの処分を受け、身体の拘束を解かれた人のうち、親族等からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、保護観察所が必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

### 更生保護サポートセンター（こうせいほごさぽーとせんたー）

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。県内8箇所（那覇、南部、中部南、中部、中部北、北部、宮古、八重山）の保護区全てに設置済み。

### 更生保護事業（こうせいほごじぎょう）

犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした公益性の高い事業であり、継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業の3種類に大別される。

### 更生保護施設（こうせいほごしせつ）

犯罪や非行をした人のうち、頼る人がおらず帰る場所がない人たちに一

定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々な助言をして、その再出発を支える民間の施設。全国に 103 施設あり、定員は 2,392 人（令和元年 6 月 1 日現在）。県内には 2 施設ある（更生保護施設がじゅまる沖縄：定員男子 20 人、更生保護施設やんぼる青年隊）：定員男子 10 人）。

#### **更生保護女性連盟（こうせいほごじょせいれんめい）**

一人ひとりが人として尊重される社会、だれもが心豊かに生きられる社会を目標に、更生保護に協力する女性によるボランティア団体。

#### **更生保護法人（こうせいほごほうじん）**

更生保護事業を営む目的で、法務大臣の認可を受け設立された法人。

#### **拘置所（こうちしょ）**

法務省設置法上の名称で、罪責の確定していない被告人、被疑者を収容し、かつ確定した死刑囚をも拘禁する施設。県内には、福岡矯正管区内那覇拘置支所及び宮古拘置支所の 2 箇所ある。

#### **【さ行】**

#### **再入者率（さいにゅうしゃりつ）**

入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率。

#### **再入率（さいにゅうりつ）**

出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率。

#### **再犯（さいはん）**

以下の要件を満たす場合に、刑法 56 条の再犯（さいはん）となる。前に懲役に処せられた者であること。前刑の執行を終わった日又は執行の免除があった日から 5 年以内に今回の犯罪が行われたこと。今回の犯罪について有期懲役に処すべき場合であること。

#### **再犯者率（さいはんしゃりつ）**

検挙等された者の中で、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標。

### 再犯率（さいはんりつ）

犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行う確率をみる指標。

### 執行猶予（しっこうゆうよ）

有罪判決により刑の言い渡しは行うが、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再犯をせずに経過すると、刑の言い渡しの効力を消滅させる制度。

### 児童自立支援施設（じどうじりつしえんしせつ）

不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設。県内には1施設ある（県立若夏学院）。

### 住宅確保要配慮者（じゅうたくかくほようはいりよしゃ）

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者。

### 就労支援事業者機構（しゅうろうしえんじぎょうしゃきこう）

各県経済界の協力を得て、事業者の立場から、犯罪した者や非行をした少年の就労を支援し、円滑な社会復帰を助けることによって、県内の安心・安全な社会づくりに貢献する組織。

### 少年院（しょうねんいん）

家庭裁判所において、保護処分として少年院送致の決定がされた少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設。県内には、沖縄少年院と沖縄女子学園がある。

### 少年鑑別所（しょうねんかんべつしょ）

家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。県内には、那覇少年鑑別所がある。

### 少年刑務所（しょうねんけいむしょ）

26歳未満の受刑者を収容する刑務所のこと。全国に6箇所、県内にはなく、九州では佐賀少年刑務所がある。

### 触法少年（しょくほうしょうねん）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（少年法3条1項2号）。

### 自立準備ホーム（じりつじゅんぴほーむ）

社会の中に更に多様な受け皿を確保する方策として、平成23年4月から「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始され、保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者にて、保護観察所が、宿泊場所の供与と生活指導等を委託するものである。この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼び、その形態は、事業者が管理する施設、一軒家、アパートの一室等様々である。

### 精神保健観察（せいしんほけんかんさつ）

医療観察制度により通院決定を受けた患者について、保護観察所が、指定通院医療機関、都道府県、市町村と協議の上、個別処遇の実施計画を作成し、保護観察所に配置された社会復帰調査官が居宅を訪問するなどして本人と接触し、必要な医療を受けているかどうかやその生活状況を見守り、必要な指導や助言を行うもの。

### 粗暴犯（そぼうはん）

暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した者。

### 【た行】

### 地域生活定着支援センター（ちいきせいかつていちゃくしえんせんたー）

高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援をおこなうことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もってこれらの者の福祉を増進することを目的とする。各都道府県に1カ所（北海道は2カ所）設置されている。

### 地方更生保護委員会（ちほうこうせいほごいいんかい）

仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取り消し、少年院からの仮退院及び退院の許可等に関する権限を有する合議機関。各高等裁判所の管轄区域

ごとに全国 8 カ所に設置されている。

### 篤志面接委員（とくしめんせついいん）

受刑者及び少年院在院者に対して面接による助言・指導等を行う民間の篤志家をいう。

### 特別調整（とくべつちょうせい）

生活環境調整のうち、高齢（おおむね 65 歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うもの。

### 特別法犯（とくべつほうはん）

刑法犯以外の犯罪。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など。

#### 【な行】

### 認知行動療法（にんちこうどうりょうほう）

ものの考え方や受け取り方（認知）に働きかけて、気持ちを楽にしたり、行動をコントロールしたりする治療方法。

### 認知件数（にんちけんすう）

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

#### 【は行】

### 犯罪少年（はんざいしょうねん）

罪を犯した少年（少年法第 3 条第 1 項第 1 号）。

### 非行少年（ひこうしょうねん）

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年（少年警察活動規則第 2 条第 5 号）。

### 微罪処分（びざいしょぶん）

軽微な犯罪で処罰の必要がないものとして、あらかじめ検察官が指定したものについて、警察が事件を検察官に送致しない手続きをとること。



### **BBS 連盟（びーびーえすれんめい）**

Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

### **不起訴（ふきそ）**

検察官が公訴を提起しない処分。犯罪が成立しない、犯罪の十分な証拠がない、訴訟条件を欠く、訴追を必要としない場合等に行われる。

### **婦人補導院（ふじんほどういん）**

売春防止法に基づき設立された国立の施設で、売春の勧誘などをして訴追された満 20 歳以上の女性であって、裁判所により刑の執行猶予、補導の各処分を言い渡された者を収容する。東京婦人補導院の 1 箇所のみ。

### **法務少年支援センター（ほうむしょうねんしえんせんたー）**

少年鑑別所が地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行うに当たり用いる名称。

### **保護観察（ほごかんさつ）**

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司が指導監督及び補導援護を行うもの。

### **保護観察所（ほごかんさつしょ）**

法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関である。さらに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった者に対する精神保健観察も行う。県内には那覇保護観察所がある。

### **保護司（ほごし）**

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）。保護司は無給だが、活動内容に応じて、実費

弁償金が支給される。任期は2年(再任を妨げない)。主に、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等の活動を行う。

### 補導処分 (ほどうしょぶん)

売春防止法第5条に規定する勧誘等を行った満20歳以上の女性に対する更生のための処分。懲役刑又は禁固刑の執行が猶予された場合に限り、婦人補導院に収容して更生のために必要な補導を行う。

【ま行】

【や行】

【ら行】

【わ行】

## 2. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に

講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらか

- じめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
  - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
  - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせ

ん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

### (検討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会運営要綱

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づき、沖縄県再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定及び推進するため、沖縄県再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 推進計画策定に関すること
- (2) 推進計画の進捗管理
- (3) その他再犯防止施策の推進について必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表1の関係機関等をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員会には委員長をおく。委員長は、沖縄県子ども生活福祉部長をもって充てる。

### (会合の開催)

第4条 委員会の開催は、委員長が通知する。

### (議事進行)

第5条 委員会の議事進行は、委員長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

### (作業部会)

第6条 委員会を補佐し、円滑な運営を図るため、委員会のもとに作業部会を設置する。

- 2 作業部会は次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 推進計画に係る実務的な企画立案、実施及び連絡調整に関すること
  - (2) その他再犯防止施策の推進について必要な事項
- 3 部会長は、子ども生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班長をもって充てる。
- 4 作業部会は、別表2に掲げる庁内関係各課の担当者と構成する。
- 5 部会長は作業部会を総括する。

(庶務)

第7条 この委員会の事務を処理するため、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課に事務局を置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

別表1（第3条関係）

沖縄県再犯防止推進計画検討委員会構成団体及び区分一覧

構 成 団 体 及 び 区 分
沖縄県子ども生活福祉部
那覇保護観察所
沖縄刑務所
沖縄少年院
沖縄女子学園
那覇少年鑑別所
那覇地方検察庁
沖縄労働局
沖縄県保護司会連合会
沖縄県更生保護女性連盟
沖縄県就労支援事業者機構
更生保護法人 がじゅまる沖縄
沖縄県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）
学識経験者
医師
弁護士

別表2（第6条関係）

沖縄県再犯防止推進計画作業部会構成団体一覧

構 成 団 体
子ども生活福祉部福祉政策課
子ども生活福祉部保護・援護課
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
子ども生活福祉部障害福祉課
子ども生活福祉部消費・くらし安全課
保健医療部地域保健課
保健医療部衛生薬務課
商工労働部雇用政策課
土木建築部住宅課
教育庁義務教育課
教育庁県立学校教育課
県警本部生活安全部生活安全企画課
県警本部生活安全部少年課
県警本部生活安全部人身安全対策課
県警本部刑事部組織犯罪対策課

沖縄県再犯防止推進計画検討委員会委員名簿（令和元年度）

	構成団体	組織・役職	氏名
1	沖縄県子ども生活福祉部	部長	大城 玲子
2	那覇保護観察所	統括保護観察官	生田 美奈
3	沖縄刑務所	首席矯正処遇官	宇佐 智明
4	沖縄少年院	首席専門官	岸井 篤史
5	沖縄女子学園	首席専門官	宮川 円
6	那覇少年鑑別所	首席専門官	根間 玄斗
7	那覇地方検察庁	首席捜査官	石垣 永雄
8	沖縄労働局 職業安定部 職業対策課	職業対策課長	渡真利 直人
9	沖縄県保護司会連合会	会長	新地 勝男
10	沖縄県更生保護女性連盟	会長	宮城 幸子
11	沖縄県就労支援事業者機構	事務局長	大盛 勝仁
12	更生保護法人 がじゅまる沖縄	補導主任	新城 藤夫
13	沖縄県社会福祉協議会 (地域生活定着支援センター)	所長	久根次 薫
14	琉球大学法科大学院 (学識経験者)	教授	矢野 恵美
15	新垣病院 (医師)	理事長	新垣 元
16	南風法律事務所(弁護士)	弁護士	仲地 宗哲